第四章　政治・社会

第一節　行政機関の変遷

(一)　幕政以前

大同年間（八〇六―九）に、磐梯山恵日寺が建立される以前は、行政系統は詳かでない。しかし徳一が会津の諸所に寺を創建してからは、全会津支配の色彩がみえてきた。

① 恵日寺支配

恵日寺は会津五薬師の東方薬師で、仏教信仰の一拠点であるとともに、支配の権力をも持っていた。即ち十八万石の上納米を集めていた。今も一部の町村には「稲初穂（いなばつ）」として、その年の初穂を奉ることになっている。磐梯明神というが、勿論これは恵日寺の管掌になっていたことでもわかる。

② 芦名氏支配（会津初の領主）

文治五年八月、源頼朝は三浦十郎左衛門尉平義連を会津領主に任じた。義連は子供六人を会津各地に配して支配した。わが町もこれから、領主芦名氏に属し、天正十七年（一五八九）七月、伊達政宗に亡ぼされるまで、およそ四〇〇年間の支配をうけた。

③ 蒲生氏支配（九十二万石領主）

秀吉はこのあとに蒲生氏郷を配した。氏郷は僅か四十歳そこそこで病死し、秀行の慶長三年までおよそ八年間の支配をした。

④ 上杉氏支配（一二〇万石領主）

慶長三年から同六年までおよそ三年間の支配をした。

⑤ 蒲生氏再支配（六十万石領主）

秀行は宇都宮から、慶長六年再度会津領主となり、寛永四年までおよそ十二年間の支配をしている。

⑥ 加藤氏支配（四十万石領主）

加藤嘉明は、寛永四年から会津に入り、成明の寛永二十年までおよそ十六年間支配をした。

⑦ 松平氏藩主として支配（二十三万石藩主）

保科正之公が、寛永二十年会津に入部して、明治元年まで九代およそ二二五年間の支配をした。

松平時代以前（寛永十七年頃）に組制が行われ、わが町も、牛沢組・野沢組・大谷組・滝谷組・高田組の五組に編入されていた（後表の通り）。更に御蔵入と御私領と別称するようになり、御蔵入は幕府直轄の所謂天領、そして御私領は松平藩領になった。町内で御蔵入に指定されたのは、おおかた西山地区で左の集落である。湯八木沢村・五畳敷村・砂子原村・黒沢村・胄中村・芋小屋村・大成沢村・琵琶首村・漆峠村・高森村・遅越渡村・九々明村・鳥屋村・牧沢村・中村・田代村・大嶺村の十七ケ村であった。

(二)　明治から現在へ

明治二年には会津戦争の後をうけていろいろの激動の中で、福島城にいた板倉勝顕が三河ノ国重原へ登った。このとき岩代国大沼郡郷村高村数九十ケ村、高一万七千七百五十四石七斗三升九合九勺を参河国において下賜された。この九十ケ村のうち、わが町で板倉領にされた集落は左の十八ケ村である。即ち、高森村・九々明村・鳥屋村・中村・田代村・牧沢村・遅越渡村・沢中村・漆峠村・琵琶首村・大成沢村・芋小屋村・胄中村・黒沢村・砂子原村・五畳敷村・湯八木沢村・大嶺村で、この支配のため板倉家は現地に出張はしていなかった。

明治二年三月には、世話役・村惣代を廃して更に肝煎を置き、年寄百姓代をしてこれを助けしめた。明治二年五月二十五日岩代国巡察使は廃止され、若松県が置かれ、六月末には民政局よりの事務引継ぎが終わった。

また明治三年八月には郷頭を廃して大肝煎を置き、一組を統轄させた。廃藩置県が施行されると、更に若松県が置かれ、十一月二十二日には若松県下を五十七区に分けた。このときわが町は、

第　十六区　軽井沢

第　十八区　柳津　出倉　安久津　小柳津　大野　大野新田　細越　八坂野　郷戸　中野　柳津新村　小ノ川　猪鼻　塩野　長倉　黒滝　野老沢　麻生　持寄　椿小巻

第四十九区　五畳敷　砂子原　黒沢　胄中　芋小屋　大成沢　漆峠　琵琶首

第　五十区　湯八木沢　大嶺　田代　中村　牧沢　鳥屋　九々明　遅越渡　高森　沢中

第五十一区　藤

各区には区長が置かれた。

次に明治五年四月九日は、太政官達によって、従来の村の役名は廃止され、戸長・副戸長と改称され、官選となり統治につとめているうち、明治六年一月二十七日に若松県は大小区制を敷き、左のように改められ、町内は左に属した。

第二大区（大沼郡一円）大区長　長嶺八郎治

十小区　湯八木沢

十一小区　五敷畳　大嶺　田代　中村　牧沢　鳥屋　遅越渡　九々明　沢中　高森　漆峠　大成沢　琵琶首　芋小屋　胄中　黒沢　砂子原

第三大区（河沼郡一円と蒲原郡一部）大区長　坂内和一郎

九小区　現町内の中、右記以外の村

大区には大区長、小区には小区長、各村には戸長・副戸長が置かれた。

次にまた明治八年四月二十七日、大区はそのままで小区の改正が行われ、わが町は、

第二大区四小区には、西山地区全部が入った。

第三大区五小区には、旧柳津町の各集落が入った。区毎に正副区長をおいた。

明治八年八月十二日、若松県布達第二九〇号をもって町村合併が次のように施行された。

柳津村（柳津・阿久津・出倉の合併）
猪倉野村（猪鼻・塩野・長倉・黒滝の合併）
細八村（細越・八坂野の合併）
郷戸村（郷戸・中野・柳津新村・小野川の合併）
飯谷村（麻生・持寄・野老沢の合併）
小椿村（椿・小巻の合併）
藤　村（藤・長窪の合併）
大柳村（小柳津・大野・大野新田の合併）
田代村（田代・中村の合併）
牧沢村（牧沢・鳥屋の合併）
四ツ谷村（遅越戸・沢中・高森・九々明の合併）

『大沼郡誌』によると、九月には正副区長を廃し、更に正副戸長各一名をおいた。

明治九年八月二十一日には、若松県と磐前県は福島県に併合された。ところが、明治九年十一月十五日には、新しい福島県の手で、既住の大小区制は廃止された。そして西山地区は第十六区に、柳津地区は第十四区に属することになった。

明治十年一月二十日、再び町村合併が行われ、

久保田村（田代・大嶺の合併）
大成沢村（大成沢・漆峠の合併）

となった。そして明治十六年三月に戸長役場が設けられ、柳津村戸長役場管内に、柳津・大柳・細八・郷戸・猪倉野・飯谷・小椿・藤・坂本、砂子原村戸長役場管内には、西山地区の村々が入った。

明治二十二年三月二十二日、はじめて町村制が施行された。このときわが町は五ケ村となった。

柳津村（柳津村・大柳村・細八村）
倉戸村（郷戸村・猪倉野村）
飯谷村（飯谷村・小椿村・藤村）
中ノ川村（大成沢村・黒沢村・胄中村・五畳敷村・砂子原村・湯八木沢村・芋小屋村・琵琶首村）
東川村（久保田村・四ツ谷村・牧沢村・軽井沢村）

こうした合併により、行政事務の簡素化や町村自治体経済も増額し村民の受益も大きくなった。そうした効果的なこともあって、大正十年五月一日、三村合併して柳津村と改称した。柳津村（柳津村・倉戸村・飯谷村）の誕生である。

昭和十五年四月一日には、中ノ川村・東川村組合村は、長い歴史をここに一大発展をするため対等合併をして、西山村と改名して、古いイメージから東山に対するような温泉の志向を表わした。

しかし、地理的立地条件の不利な地にある西山村軽井沢は、将来

の発展を考え、集落の満場の賛成を得て、昭和二十四年一月一日から、昭和十七年五月二十日に町制施行をして、隆々発展を続けている柳津町へ合併した。ついで昭和三十年三月三十一日には、柳津町と西山村は合併し、新しい柳津町として躍進発展し、わが町は観光と温泉と信仰と林産・電源の基地となり、只見川は宝を運ぶ河川にかわり、只見るところでなくなってしまった。

　こうして、ここに全町民は昭和五十年に「合併二十周年」の心からの祝賀記念式を挙行するまでになった。昭和五十年十一月六日、春日源一町長は、式辞を読み、過去の町政の反省と今後の発展へ火のような決意を示した。その式辞全文は後に記しておく。

　なお、町村合併の経過は次表に示す通りである。

町村合併経過一覧表

一八六八（明治元年）現在	自一八六八（明治元年）至一八八九（明治22年）	町村制実施	自一八八九（明治22年）至一九五五（昭和30年）
柳津村	柳津村（明治8年8月12日、三村合併）	柳津村（明治22年4月1日、三村合併）	柳津町 大正10年5月1日、三村合体合併／柳津町 昭和17年5月20日、町制施行／柳津町 昭和30年3月31日、二町村合体合併
出倉村			
安久津村			
小柳津村	大柳村（明治8年8月12日、三村合併）		
大野村			
大野新田村			

一八六八（明治元年）現在	自一八六八（明治元年）至一八八九（明治22年）	町村制実施	自一八八九（明治22年）至一九五五（昭和30年）
細越村	細八村（明治8年8月12日、二村合併）		
八坂野村			
郷戸村	郷戸村（明治8年8月12日、四村合併）	倉戸村（明治22年4月1日、二村合併）	
中野村			
柳津新村			
小野川村			
猪鼻村	猪倉野村（明治8年8月12日、四村合併）		
塩野村			
長倉村			
黒滝村			
野老沢村	飯谷村（明治8年8月12日、三村合併）	飯谷村（明治22年4月1日、三村合併）	
麻生村			
持寄村			
椿村	小椿村（明治8年8月12日、二村合併）		
小巻村			
藤村			
田代村	久保田村（明治10年1月20日、二村合併）／田代村（明治8年8月12日、二村合併）	東川村（明治22年4月1日、四村合併）	西山村 昭和15年4月1日、二村合体合併
中村			
大嶺村			
遅越戸村	四ツ谷村（明治8年8月12日、四村合併）		
沢中村			
九々明村			

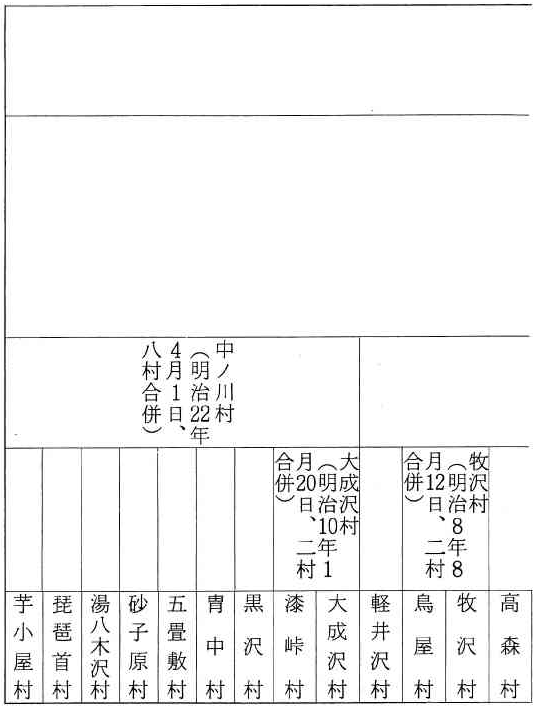

昭和二十四年一月一日、西山村大字軽井沢村の一部の区域は柳津町及び新鶴村に編入。

(三)　中ノ川村・東川村組合村から西山村の誕生

これよりさき、明治二十二年四月町村制実施によって、中ノ川村と東川村が成立し、両村は行政の実を挙げるため、組合規約をつくり、組合役場を砂子原に設けて行政事務をとり、各地区の財産は各集落有として管理することとした。そして昭和十四年まで続けてきた。

昭和十五年には、中ノ川村・東川村を合併しようとする機運が醸成し、合併して一村としようとの村民の意志も働き、地区の発展向上のため一大変革をしようとの議が高まった。昭和十五年一月二十九日には有志協議会も開かれたが、そのときの記録を記す。

両村合併ニ関スル有志協議会状況

一、昭和十五年一月二十九日午前十時ヨリ砂子原小学校ニ開会シタリ。

一、会合シタル者、区長・議員・振興委員・自治功労者其ノ他ノ有志七十一名ナリ。

一、村長開会ノ挨拶ト共ニ合併ガ将来幸福ヲ齎ス旨ヲ力説シ、本年ノ記念事業トシ有益ナルコトヲ述ベタリ。

一、村長各有志ノ質問ニ答エ且意見ヲ聴キタリ。

一、各部落ノ賛否ノ状況左ノ如シ。

中ノ川村各部落代表者ハ、部落内一人ノ反対者モナク賛同ナル旨述ベタリ。

東川村四ツ谷部落ハ一人ノ反対者ナキ旨、書面ヲ以テ提出シタリ。大字軽井沢部落ハ一人ノ反対者ナキ旨ヲ代表者述ベタリ。大字久保田部落ハ出席者ナカリシモ、周囲ノ状況ヨリ察スルモ反対者アル見込ナシ。

一、村長ハ大多数合同ニ賛成ナルモノト認メラルルニヨリ、合同ニ邁進スベキ旨ヲ告ゲ閉会ノ挨拶ヲ述ベタリ。

とある。この合併理由書は、県に提出したものが次頁の写である。

理　由　書

本中ノ川村・東川村ノ地勢ハ大沼郡ノ略々中央ニ位シ、四方山岳ヲ以テ囲続セラレ、東ハ永井野村ニ、西ハ三谷村ニ、南ハ昭和村・尾岐村ニ、北ハ三谷村ニ境シ東西凡一二粁、南北一六粁、其面積中ノ川村六三・四四五平方粁、東川村五〇・一〇〇平方粁南隅ニ聳ユル博士山ハ海抜一、四八二米、本郡第一ノ高峯ニシテ其レヨリ東北ニ明神岳・高雄嶺等ヲ起シテ河沼郡ニ入ル。之レ本部東部ト東川村ノ分水嶺ニシテ、銀山峠・狭間峠等ノ峻坂之ヲ横断シ東部ニ通ズ。同ジク博士山ヨリ猿倉嶽・千石山等ヲ起シ中ノ川村・東川村ヲ境ス。此諸峯ヲ分水嶺トシテ中ノ川・東川北流シ河沼郡柳津村ニテ只見川ト合ス。一方西ハ昭和村・三谷村ト境スル鈴ケ倉山ヨリ大高森山・湯ノ嶽ノ諸山ヲ越シ、中ノ川村ト西部三谷村・西川村ト境ス。

村落ハ中ノ川・東川ノ流域ニ点在シ、中ノ川村八大字九部落、東川村四大字一三部落ヲナス。

交通ハ大沼郡高田町ヨリ東川村ヲ経テ中ノ川村ニ至ル五畳敷高田線。河沼郡柳津村ヨリ大沼郡昭和村ニ至ル大芦坂下線、中ノ川村・砂子原村ヨリ西川村宮下ニ至ル宮下高田線、ノ各県道ヲ基幹トシテ数多クノ林道アリト雖モ、道路険坂狭窄ニシテ僅カニ大芦坂下線中、河沼郡柳津村ヨリ中ノ川村砂子原ニ至ル迄漸ク自動車ノ通スルノミニシテ、他ハ別表区域表ノ如ク耕地僅少ニシテ食糧ハ雑穀トヲ合シ半年ヲ支フルニ過ズ。

農業ヲ本業トシ、養蚕・製炭ヲ副業トシ、桐木材ノ収入ニヨリ漸ク生計シツツアリテ、両村共ニ富ノ程度最モ低シ、両村ノ人口戸数ハ左ノ如シ。

戸　数　　四八〇戸

人　口　　三、五〇〇人

沿革ハ廃藩置県当時各部落何レモ独立シテ、財産ヲ所有シ、砂子原村外十一ケ村戸長役場ヲ砂子原ニ置キタリシモ、明治二十二年四月一日町村制実施ニ当リ、砂子原・黒沢・胄中・芋小屋・五畳敷・湯八木沢ヲ以テ砂子原村、大成沢・琵琶首・四ツ谷ヲ以テ谷沢村、久保田・軽井沢ヲ以テ軽井沢村ヲ置クベク諮問ヲ受ケタリシモ、中ノ川流域ノ現在ノ八大字ヲ以テ中ノ川村。東川流域ノ四ツ谷・牧沢・久保田及軽井沢ヲ以テ東川村トナスヲ適当ト認メ現在ノ両村ヲ構成シタリト雖モ、人口戸数資力共各一村トシテ存立スルコトヲ得ザルノミナラズ、従来ノ関係ヨリ組合ヲ組織スルヲ適当ト認メ、一部組合ヲ組織シタリシモ、其後組合規約ノ改正ト、加フルニ部落有財産ノ統一ニヨリ、両村会ノ権限ハ極度ニ縮少セラレ、現在ハ組合議員ノ互選ト基本財産処分ニ限ラレタリ。

然ルニ該基本財産モ組合有ニ統一セラレタル結果、実質上何等一村ト異ナルコトナシ。如斯両村ハ明治初年ヨリ他ノ組合村ト性質ヲ異ニシ、正ニ一村ノ如ク有形上一村ト為スニ適シ、ソノ民情風俗亦全ク同ジク、古来相親シミ無形上ニ於テモ亦相合スルニ宜シク合併シ、一村トナルヲ得ンカ。二個ノ小村ハ大村ヲ形成シ、

其ノ資力亦法律上公益上ノ負担並ニ計画ヲ為スニ足ルベク、多年先輩諸氏ハ之大イニ努メタリシモ、種々ナル事情ニヨリ今日ニ至レリ。

時恰モ皇紀二千六百年ヲ迎ヒ、記念事業トシテ最モ有意義ナルヲ認メ、両村多数ノ合同ヲ求メ、慎重ナル協義ノ結果、大多数ハ合併ニ賛同セラレタルニヨリ、両村永遠ノ平和幸福招来ノタメ本内申書ヲ提出スル所以ナリ。

と合併を結論している。このときの財産、その他のことを記しておく。

「合併ニ関スル記録ヨリ」

(一)　公私有林

種別	樹種別	反別	材積
国有林	針葉樹	九、五八一反	一四三、七一五石
	闊葉樹	一四、三七二反	一、一四九、七六五石
公有林	針葉樹	二、二三〇反	一五六、一〇〇石
	闊葉樹	二〇、〇六九反	一、六〇五、五二〇石
私有林	針葉樹	一一、八一五反	一七七、二五一石
	闊葉樹	一四、四四八反	一、一五五、八四三石

(二)　開墾可能地

反別　二〇〇町　桐桑ニ最モ適シ、農作物ハ豆・蕎麦・陸稲等ニ適ス。現人口ノ外、約二〇〇戸ヲ入ルニ足ル。

(三)　産物

種別	産額	単価	価格
木炭	五二八、一六五貫	一・三〇円	六八、六六一円
杉材	一一六、四一五貫	一・五〇円	一七四、六二二円
桐材	一一、二八五石	六・〇〇円	六七、七一六円
雑材	二三、七九六石	二・〇〇円	四七、五九二円
繭	八、七九七石	四〇・〇〇円	三五、一九九円
白土	八〇、七九七石	〇・〇六円	四、八〇〇円
柿	二〇、〇〇〇貫	〇・〇七円	一、四〇〇円
木工品	—	—	一八、〇〇〇円

(四)　旅客数

行先	人員	行先	人員
柳津・坂下	一五、〇〇〇人	新潟方面	五、〇〇〇人
若松・高田	一一、〇〇〇人	西川・西方	七、〇〇〇人
郡山以南	七、〇〇〇人	昭和村	四、〇〇〇人
郡山以北	四、〇〇〇人	南会郡西部	八、〇〇〇人

(五)　発電事業

現在東京電灯KKニ於テ発電所一カ所ヲ有ス。発電能力五〇kw

将来計画セントセバ仍一、〇〇〇kwノ発電能力アリ。

(ヘ)　鉱　山

当地方ハ金山谷ト称シ鉱脉ニ富ミ、金・銀・銅・硫黄等ヲ産スルト雖モ交通ニ恵マレザル結果、収支償ハサルタメ、埋蔵シ置クハ遺憾トスル所ナリ。二、三ノ重ナルモノヲ挙クレバ左ノ如シ。

(イ)　軽井沢銀山

往昔会津藩主始メテ開鑿シ、当時隆盛ヲ極メタリ。何時ノ頃カ休山シ、明治十年頃ヨリ文明ノ利器ヲ利用シテ古河鉱業ニ於テ採掘シ、一時人口千人以上ニ達シタリシモ、交通ニ恵マレザル結果、明治三十年休山ノ止ムナキニ至リタルト雖モ未ダ天ヲ摩シテ立ツ煙突ハ、其当時ヲ偲ブニ足ルベシ。其埋蔵量豊富ニシテ頗ル有望ナル者ナリ。

(ロ)　湯ノ入硫黄山

含有量非常ニ豊富ニシテ品質良好ナレバ、現在迄数人ニ於テ試掘ヲナシタルモ、異口同音ニ交通不便ノタメ採算ナラズ此ノ埋蔵スルハ遺憾ナリト言フモ聞クモ如何ニ有望ナルカヲ知ルヲ得ベシ。

(ハ)　陶土山

埋蔵量無尽蔵ニシテ年額七～八万円ヲ産スルト雖モ、交通不便ノタメ元価一貫匁五～六銭ニ過ス。モシ交通ノ便ヲ得タリトセバ、十銭ヲ下ラザルベシ。如何ニ当地方ノ交通ニ恵マレザル結果、悲惨ナルハ推シテ知ルヲ得ベシ。

(ニ)　温　泉

現在営業戸数　七戸

一ケ年ノ浴客　約一万人

二十ケ年前ノ浴客　約二万五千人

浴客ノ減少セシ理由

汽車自動車ノ便ナカリシ往時ハ南会津郡ヨリ、マタ若松方面ヨリ来ルモ、芦ノ牧・東山・熱塩方面ヘノ入湯者アルタメニ、本村ノ方ハ減少シタルナリ。

としてある。

以上の資料その他の資料などで、与論は合併は当然なすべきであり、広域行政によってよりよい行政をすすめ、全村民の幸福への向上発展に意志統一され、昭和十五年二月五日の村会において万場一致で議決され、左記の通り答申して、紀元二六〇〇年の記念事業はめでたく美しい花が咲いた。

答　申　書

昭和十五年二月一日付福島県達第一〇号ヲ以テ御諮問有之候中ノ川村・東川村、両村ヲ廃シ、其ノ区域ヲ以テ新ニ西山村ヲ設置スルヲ以テ、中ノ川村・東川村組合有財産一切ヲ西山村ニ帰属セシムル儀異議無之候。

右及答申候也

昭和十五年二月五日

大沼郡中ノ川村・東川村組合会長　金子　馨

福島県知事　橋本　清吉殿

(四) 新しい柳津町の誕生

昭和三十年三月三十一日、柳津町と西山村は、町村合併促進法に基づき、合併が円満裡に実施された。

一、人口・面積等調

摘要	市町村名	人口(人)	面積(km²)	合併年月日	合併客態	市町村名	人口(人)	面積(km²)	告示
	柳津町	九、七〇九	一七六・九九	昭和三〇年三月三日	新設合併	河沼郡柳津町	六、〇六〇	六八・三三	官報昭和三〇年三月三日
						大沼郡西山村	三、五七三	一一三・五一	県報昭和三〇年三月一九日

1. 新設合併と同時に町制施行。
2. 柳津町の属すべき郡を河沼郡と定めた。

二、合併までの経緯概要

(合併に至るまでの動機)

イ、町村合併促進法の公布施行に伴い、その説明会を各所に開催されるに際し、住民間に次第に両町村合併に対する機運が高まってきた。

ロ、県の合併全体計画の立案の発表等の経過を経て、当時の両沼地方事務所係員の指導助言があって、合併の機運が愈々高まった。

(合併協議会の設立及び協議内容)

イ、昭和三十年一月二十日、両町村長並びに正副議長会議が開かれ、一月二十九日、両町村長・両町村議会代表者合同協議会を開催、合併議決を促進することを協議した。

ロ、二月三日、柳津・西山両町村の議会を開催し、両町村合併を満場一致可決した。

ハ、主なる合併協議会の内容・場所・参集者等

(一) 開催年月日　昭和三十年三月二日

場　所　柳津町役場

参集関係町村　柳津町

協議内容

(1) 西山村の財産整理議定書(案)の検討について飯塚西山村長から説明、全員異議なく可決。

(2) 両町村の全体会議を三月十日、西山村役場に開催することを定めた。

(3) 三月三十一日、両町村毎に閉庁式を行うことを定めた。

(4) 三月三十一日、柳津町役場(本庁)において、両

町村議会議員参集並びに職員参集の上、開庁式を行うことを定めた。

(5)　合併祝賀式を四月二十九日に予定する。

(6)　町長職務執行者の決定

現町長　笠間　恵

(7)　収入役職務執行者の決定

現収入役　田崎　一

(8)　財産に関する議定書

①　柳津町と西山村とが合併するに当り、西山村の財産を新町に引継ぐ事になるが、旧西山村有財産につき、その立毛に対しては、天然林の場合は収益の五割、人工増林の場合は、その分収取得金の三割の歩合で、旧西山村に交付する。

②　天然林については、よく監視すること、その交付金は、公共的に使用することを原則とする。

③　本議定書は関係地区と協議、承諾の上でなければ変更できない。

(二)　開催年月日　昭和三十年三月十日

場　所　西山村役場

参集関係町村　柳津町・西山村

協議内容

三月二日柳津町役場において、協議を遂げておいた内容事項について、両町村全体会議を開催し、両検討審議の結果、満場一致可決確定した。

（新町名のきまる迄の経緯）

新町は農業と商業が大部分であり、その上生活様式は殆んど同一である。

柳津町の福満虚空蔵菩薩は、古来から全国的に有名な霊地であって、特に電源開発で知られていると共に、その呼名も平易で一般に愛称されているので、新町発展のために、新町名を、「柳津町」とすることに両町民異議なく決定した。

（合併協議事項）

イ、総務関係

(一)　字名の名称は次の例による。

柳津町大字柳津字諏訪町甲五九番地

柳津町大字砂子原字居平一一六二番地

(二)　新町の機構は次の通りとする。

総務係、税務課、土木係、出納係、産業経済係、社会厚生係、衛生国保係、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員事務局、農業委員会事務局

(三)　支所の機構は次の通りとする。

支所長　一　税務（納入係）二　勧業配給　一

統計（庶務）一　戸籍（人口動態、住民登録）一

農業　一　国保（保健婦）一　衛生　二　使丁　一

(四)　関係町村の現議会議員は、新町議員として一年間在任する。

(五)　議会議員の選挙は、小選挙区とする。

(六)　公平委員会は、河沼郡全町村を区域として設置している公平委員会に加入する。

ロ、教育関係

(一)　教育委員の定数任期については次の通りとする。

関係町村の選挙による委員のうち、四人は今後一年間の教育委員として在任する。四人を定めるにあたっては、関係町村の選挙による委員の互選とする。

ハ、消防関係

(一)　本団の名称を柳津町消防団とする。

(二)　分団の区域及び名称は次の通りとする。

第一・第二・第三分団　（柳津町）
第四・第五・第六・第七分団　（西山町）

ニ、財産関係

(一)　長期債は新町に引継ぐこと。

(二)　基本財産の引継及び国有林野の払下げを受けた場合は、林野の維持管理は旧慣を尊重する。

(三)　財産区は設定しない。

(四)　関係町村の所有する建築物・土地その他、凡ての財産は新町に引継ぐものとする。

(五)　税制の整理は次の通りとする。

(1)　固定資産税は、従来の評価基準により同一税率によって賦課徴収する。

(2)　町民税は、三年間は従来通り関係町村の賦課率とし、其の後は同一税率をもって賦課する。

(3)　その他の諸税は、同一税率によって賦課する。

ホ、柳津町建設基本方針（昭和三十年二月二十二日）

柳津町は旧町村意識を捨てて、大乗的見地より渾然一体となり、自治団体としての行政力を備えると共に、財産力を強固にして、住民への福利増進の施策を講じ、その繁栄を図るため、立町の基本方針として次の各項を強力に推進する。

(一)　新町発展の基礎的条件は、人材の育成にあるに鑑み、教育の改善施設の充実に重点をおき、遠隔地の児童生徒に対しては、小中学校の増築並びに新築をなし、教育振興の体制を布くと共に、会津農林高校の分校を充実整備して、高等教育の機会均等を得せしめる。

(二)　農林生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、全般的且高度に生活水準の向上を期する為、営農資金の導入、各種開田、開畑区画整理を含む土地改良事業の実施、これに伴う農道の改修、植林の育成と実施、国有林の払下げ等大営農林地帯の建設に努力する。

(三)　西山地区にある東西鉱山よりは、硫黄・硅酸硫化鉄等産

出するので、これが拡張に努めると共に西山温泉の発展、柳津温泉の経営を拡張し、共存共栄の態勢と施策を講ずる。

(四)　県道坂下・大芦線の改修を要請し、柳津・西山間の交通を益々容易ならしめ、バス運行の増発と大成沢迄延長を要望すると共に、県道柳津・軽井沢線、県道柳津・山都線、県道宮下・五畳敷線の改修を要望すると共に、町村林道の改修を実施して循環道路とし、もって距離と時間的短縮と輸送の増大をはかる。

(五)　新町に公衆電話を増設し、主要部落との連絡を促進し、小型自動車を購入して連絡を密にすると共に、急救用に使用し以って民生の安定を図り、消防器械器具を整備し、社会福祉の施設を講じて民生安定に資する。

以上、各項を通じて新町の特に遠隔の地にある部落に対しては、各種施設において均衡を失わないように配慮する。

(六)　柳津町役場及び支所

柳津町役場

大字柳津字諏訪町甲五九番地

西山支所

大字砂子原字居平二六二番地

ヘ、合併時の二役と其後

町長　笠間　恵　　助役　目黒善恵　　村長　飯塚政佰

助役　鈴木武夫　　議長　佐久間佐助・佐藤栄喜

また、合併後の町長・助役は、

初　代町長　笠間　恵　　助役　飯塚政佰

第二代町長　飯塚政佰　　助役　佐藤佐助

第三代町長　一ノ瀬碧　　助役　佐藤長人

第四代町長　春日源一　　助役　佐藤重信

ト、柳津町行政組織

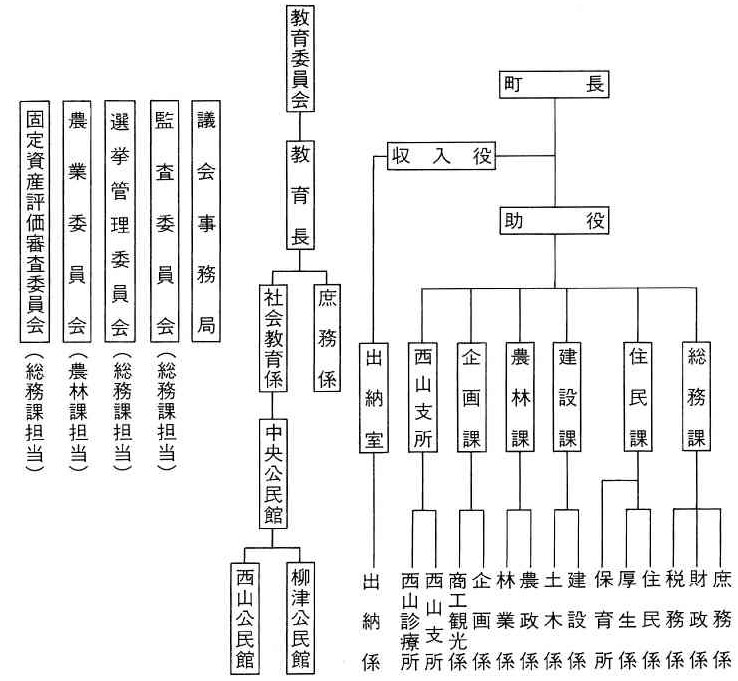

柳津町行政組織図（昭和49年7月1日より）

(五) 町議会

議会は町最高の決議機関で、このとき双方の現議員三十八名は合併後も町会議員に籍を移した。そして、翌昭和三十一年三月の改選まで困難な町政について、町長とともに理想を仰ぎ、現実をよりよくするための解決に努力した。

そして昭和三十一年三月新議員が誕生し、小選挙区制（旧柳津―旧西山毎）によって現在まで左のように改選し続けている。この議員も輝く歴史の中に責任を自覚し、町長のための町政の一翼をしっかり担っており、町民の期待も大きいのである。

《歴代議会議長》

就任退任年月	代数	氏名
明治22年　月～明治23年	初代	二瓶　雅蔵
明治24年　月～明治40年3月	2代	目黒　重介
明治40年3月～大正4年8月	3代	斎藤　友次
大正4年8月～大正8年5月	4代	佐藤　忠亮
大正8年5月～昭和4年8月	5代	増井　彦松
昭和4年12月～昭和12年12月	6代	増井彦兵衛
昭和12年12月～昭和20年12月	7代	目黒　又次
昭和20年12月～昭和21年12月	8代	一ノ瀬　碧
昭和21年12月～昭和22年5月	9代	山内　貞次
昭和22年5月～昭和26年5月	10代	渡部　健治
昭和26年5月～昭和28年5月	11代	樋　清一
昭和28年5月～昭和31年4月	12代	佐久間佐助
昭和31年4月～昭和34年9月	13代	目黒　善恵
昭和34年9月～昭和35年3月	14代	飯塚　清美
昭和35年4月～昭和37年3月	15代	芳賀　重治
昭和37年3月～昭和39年3月	16代	春日　源一
昭和39年4月～昭和43年3月	17代	増井　源一
昭和43年4月～昭和47年3月	18代	田崎　伝
昭和47年4月～昭和51年3月	19代	佐藤　長人
昭和51年4月～	20代	天野　太美男

《合併当時の議員》（三十八名）

渡部　邦男	永井　久美	鈴木由右ヱ門
鈴木　清八	斎藤　新平	渡部　銀次
岩渕　政雄	福島　義夫	鈴木伊佐美
渡部　新一	牧野順次郎	伊藤　小市
長谷川　明	渡部　正一	渡部　吉二
樋　清一	船木　芳江	佐藤　栄喜
伊藤　操	鈴木　賢蔵	二瓶　清美
菊地　正一	飯塚　清美	渡部　庸一
鈴木庄太郎	天野源之進	羽賀十三郎
小島　賢治	天野喜久雄	

斎藤　清美
斎藤　吉次
佐藤　八郎
斎藤　寅雄
佐久間佐助
斎藤　一
箕田　九郎
五十嵐　実

（以上三十八名）

その後の町議会議員は左の通りである。

昭和三十一年三月三十一日就任

小島　義美　　鈴木　善吉
増井彦兵衛　　牧野順次郎
羽賀　十一　　新井田寅造
金子　純夫　　岩渕　清司
鈴木由右ヱ門　　目黒　善恵
山内　孝市　　芳賀　重治

昭和三十五年三月三十一日就任

長谷川美材　　春日　源一
戸倉　馨　　斎藤　寅雄
増井　源一　　石川　彦一
山口　福　　羽賀　重治
天野　幸一　　金子　幸七
二瓶　清美　　伊藤　操

昭和三十九年三月三十一日就任

目黒　重夫　　増井　久輝
新井田芳男　　春日　源一
増井　源一　　斎藤　竹雄
増井　武彦　　松谷健一郎
金子　幸七　　長谷川寅雄
野谷　竹吉　　鈴木　功

昭和四十三年三月三十一日就任

戸倉　馨　　松谷健一郎

鈴木　武夫　　佐藤　長人
斎藤　寅雄　　石川　彦一
佐藤　正　　福島　義夫
春日　源一　　伊藤　操
飯塚　清美　　斎藤　章

（以上二十一名）

斎藤　正一　　白井　正義
田崎　伝　　鈴木　広
猪俣　才毅　　笠間　利平
飯塚　清美　　佐藤　長人
鈴木　強　　羽賀　好弘

（以上二十一名）

白井　清　　戸倉　馨
田崎　伝　　佐藤　一大
伊藤　四郎　　内藤　恵吉
伊藤　稔　　小島　昇
佐藤　信義　　天野太美男

（以上二十二名）

田崎　伝　　白井　清

羽賀　好弘　　塩田　保恵
山口　福　　田崎　正喜
野谷　竹吉　　鈴木　文男
天野太美男　　佐々木　清
伊藤　惣一　　鈴木　哲一

昭和四十七年三月三十一日就任

東　五郎　　佐藤　一大
鈴木　文男　　佐藤　長人
羽賀　好弘　　田崎　利男
増井　久輝　　伊藤　惣一
横田　四朗　　戸倉　馨

（以上二十二名）

補欠選挙（昭和四十六年四月～昭和四十七年三月）

伊藤　四郎　　金子　幸七

昭和五十年四月～昭和五十一年三月

新井田忠二

春日　源一　　新井田忠二
増井　久輝　　佐藤　威桜
斎藤　竹雄　　新井田　毅
小島　昇　　田崎　利男

（以上二十二名）

金子　繁　　佐々木四郎
天野太美男　　塩田　保恵
斎藤　茂雄　　斎藤　竹雄
目黒　昭　　小島　昇

（以上二十二名）

議会は更に議案及び陳情書・建議案・要望その他町政一般の慎重審議を行うため、委員会制度があり、町会議員は委員会のいずれかに属している。

(六)　柳津町十周年記念式

昭和四十年五月一日、合併十周年記念式典を盛大に挙行した。この十年間は町当局と町議会は大柳津町の建設に一つ一つ政策を実施

し続けた。いつも健康で明るく住みよい町づくりを目指し、将来への繁栄と飛躍に努力した。この日八千町民は、過去十年の施策に協力してきた努力も反省し、将来への努力の志向も高めた。特にこの式で、別に記した七億円の大災害の復興は町として町民として忘れ難い被災である。これらも成し遂げた町全体の記念のよろこびは大きかった。このときのパンフレットは災害は遠く去った輝しい復興の姿のみであると記してある。

その後も挙町一致して、産業の振興と住民の福祉向上のため、各々の職にいそしんでいるし、町としても左記のような二十年間の町政の足跡を遺しつつある。

(七)　柳津町二十ケ年の主な行政

昭和三十年度

1. 柳津町西山支所開庁（総務課）
2. 牧沢林道落成（農林課）
3. 柳津保育所建設（民福課）
4. 小型ポンプ備付（久保田・八坂野・細越）（消防係）

昭和三十一年度

1. 役場庁舎建設
2. 進学奨励金制度創設
3. 国民健保険事業実施
4. 小型ポンプ備付

昭和三十二年度

1. 庁用車購入
2. 農事有線放送開始
3. 共同集荷所建設
4. 猿倉林道施工開始
5. 柳津小増築建設
6. 消防自動車購入

昭和三十三年度

1. 農事有線放送西山開始
2. 共同加工所建設
3. 猿倉林道完工
4. 会農西山分校建設
5. 町敬老年金制実施
6. 公営住宅団地建設（上村・長坂）
7. 小型ポンプ備付（五畳敷）

昭和三十四年度

1. 四ツ谷分校建設
2. 同僻地集会室建設
3. 失業対策事業開始
4. 小型ポンプ備付（高森）
5. サイレン塔建設（柳津）

昭和三十五年度

1. 町機構改革（事務改善）

2. 牧沢林道完工
3. 西山小建設
4. 西山中増築建設
5. 柳津中増築建設
6. 県道舗装工事起工（一王町）

昭和三十六年度

1. 大成沢分校建設
2. 医学生奨学資金貸与制度創設
3. 胄中水道施設完工
4. 国民年金制度実施
5. 小型ポンプ備付（藤・大成沢）
6. 県道一王町舗装完工

昭和三十七年度

1. 西山中寄宿舎建設
2. 大峯分校建設
3. 町民体育館建設
4. 町営競艇庫建設
5. 失対用小型（貨）車購入
6. 小型ポンプ備付（四ツ谷・砂子原）
7. 県道諏訪町地内舗装工完工

昭和三十八年度

1. 柳津中寄宿舎建設
2. 牧沢分校建設
3. 大成沢分校僻地集会室完工
4. 柳津小給食室建設
5. 西山診療所建設
6. 黒沢水道施設完工
7. 国保七割（世帯主）給付開始
8. 西山季節保育所開設
9. 公営住宅（桜ケ丘・長坂）建設
10. 小型ポンプ備付（牧沢）

昭和三十九年度

1. ブルトーザー購入
2. 町営牧野（小巻）建設
3. 芝倉林道完工
4. 西山中体育館建設
5. 野老沢水道施設完工
6. 西山診療所診療開始
7. 公営住宅（柳ケ丘）建設
8. 小型ポンプ備付（軽井沢・黒沢）
9. 二級国道（寺家町）舗装工事完工

昭和四十年度

1. 合併十周年記念式典施行
2. 西山中学校寄宿舎増築

3. 西山小学校四ツ谷分校教員住宅二棟建設
4. 小巻山牧野造成事業完了
5. 砂子原簡易水道拡張工事
6. 琵琶首簡易水道施設完了

昭和四十一年度

1. 和牛十一頭導入
2. 林道八路線整備
3. 水路二ヶ所整備
4. 林道（杉山・海老山）整備
5. 町道三路線新設改良
6. 橋梁架替（牧沢橋外五橋）
7. 防火用水槽八ヶ所新設
8. 屯所一ヶ所新設

昭和四十二年度

1. 児童遊園地二ヶ所新設
2. 和牛導入十頭
3. 農道十三路線新設
4. 林道一路線新設
5. 道路新設改良八路線
6. 橋梁三橋架替
7. 小型ポンプ備付二ヶ所
8. 防火用水七ヶ所新設
9. 柳津中プール新設
10. 魚渕便所新設

昭和四十三年度

1. 法務局柳津出張所新築
2. 農業構造改善事業（細越）
3. 開拓老人ホーム建築
4. 和牛導入十頭
5. 林道杉山線外三路線
6. 公営住宅十戸建設
7. 小型ポンプ備付二台
8. 防火水槽新設七ヶ所
9. 久保田小新築完工
10. 西山診療所患者輸送車購入

昭和四十四年度

1. 西山駐在所新築
2. 柳津老人ホーム建設
3. 川口原土地改良事業完工
4. 和牛導入十九頭
5. 林道大峯線新設改良外六線
6. 公営住宅十戸建設
7. 町道五畳敷狭間峠線外一改良
8. 防火水槽一ヶ所新設

9. 屯所一ケ所新設
10. 柳津小プール新設完工
11. 橋梁架替（傾城沢外一ケ所）

昭和四十五年度

1. 西山老人ホーム建設
2. 稚蚕飼育所新築（西山地区）
3. 石坂圃場整備
4. 和牛導入十七頭
5. 林道構造改善事業
6. 林道新設大峯線外一線
7. 除雪機スノーローター購入
8. 防火水槽四ケ所新設
9. 久保田小教員住宅新築
10. 高森分校改築
11. 飯谷分校僻地集会所建設
12. 柳津中改築
13. 瑞光寺公園歩道完工

昭和四十六年度

1. 柳津・西山二ケ所機械格納庫新築
2. 柳津保育所建設
3. 林道漆峠線外四線改修
4. 共栄橋改修
5. 除雪機ブルトーザー購入
6. 柳津大橋完工
7. 自動車ポンプ購入
8. 防火水槽五ケ所新設
9. 西山中屋体建築
10. 琵琶首分校屋体建築
11. 琵琶首僻地集会室新築
12. 西山中プール建設
13. 西山公民館新築
14. 町営駐車場下平へ建設

昭和四十七年度

1. 児童遊園地二ケ所新設
2. 和牛導入十頭
3. 林道芝倉線外五線新設
4. 小型ポンプ四台備付
5. 広域消防柳津出張所新築
6. 防火水槽七ケ所新設
7. 軽井沢分校僻地集会所建設
8. 高森分校僻地集会所建設
9. 軽井沢分校教員住宅新築
10. ゴミ収集車購入（バックマスター）
11. 観光無料休憩所建設

12. 瑞光寺橋完工
13. 道路改良柳津・高田線外十二線
14. 橋梁架替南沢橋外一橋

昭和四十八年度

1. 西山保育所新築
2. 柳津保育所プール新設
3. 児童遊園地二ケ所新設
4. 林道小柳津線外二線改良工完工
5. 公営住宅柳ケ丘建設
6. 除雪機械購入
7. 道路橋梁十ケ所新設改良実施
8. 柳津バイパス道開通
9. 小型ポンプ四台備付
10. 防火水槽七ケ所新設
11. 水防倉庫建設
12. 郷戸分校改築完工
13. 柳津小校舎新築完工
14. 久保田小教員住宅建設
15. 駅前駐在所新築完工

昭和四十九年度

1. 出倉バス発着所新築
2. 児童遊園地二ケ所新設
3. 林道八線新設改良完工
4. 除雪機購入
5. 道路橋梁十二線新設改良完工
6. 小型ポンプ二台備付
7. 防火水槽七ケ所新設
8. 西山小教員住宅新築
9. おぼだき観音遊歩道建設
10. 東北電力株式会社旧偕楽荘建物敷地購入
11. 東北電力株式会社出倉社宅購入

(八) 輝く合併二十周年記念祝賀式

昭和五十年十一月六日、例年にない大豊作の稔の秋、合併二十年を迎えて盛大な記念の祝賀を催した。町当局の行き届いた計画で、来賓多数を迎え、町関係者及町民多数の参集の席上で、みんなが輝く眼、希望の胸をふくらませた荘厳のうちに和気に満ちた日だった。

この慶祝の式典に、町長春日源一氏は、およそ一、五〇〇字近い町長としての町政回顧と将来への壮調なビジョンの式辞を述べた。その全文を掲げておく。

式　辞

柳津町長　春日源一

本日ここに柳津町合併二十周年記念式典を挙行するにあたり来賓各位におかれましては、公私共何かと御多端の折柄お繰り合せの上

多数御臨席を賜りまして衷心より厚く御礼申し上げます。

新しい柳津町が誕生いたしまして既に二十年、合併当時新町建設計画が立案され、それに基づき新しい町造りが進められました。以後時代の進展に基づき周期的に町の振興計画が樹立され、着実に実行にうつされた訳でございます。

顧みますれば、町村合併後、政治・経済・教育・文化等たえず激動し、町民の方々の求める要求も複雑かつ多様化し、歴代の執行者はその要請に応えるべく全力を傾注されました。

合併後二十年を過ぎし中に苦心と努力の跡が歴然とうかがわれ、輝しき遺産がここに残されたわけであります。

現職の身にある私として、偉大なる識見と実行力とに深い感銘を受けている次第であります。今や広域市町村圏の時代として、その要請に対応しながら「いで湯と信仰のふる里」として新しい体制を築きつつあるわけでございます。合併後は融和と親睦、そして健全財政をモットーに混然一体となって、小中学校々舎の新改築工事を始めとする教育施設の整備事業、産業振興の基盤である農用地・町道・農道・林道等の改良舗装工事、各簡易水道施設の新設拡張工事あるいは未曽有の水害を克服した災害復旧事業、へき地診療所の開設、社会福祉施設の充実強化、商工観光施設の整備充実など、新町建設計画の実現に努めてまいったわけであります。

これら諸事業が概ね所期の成果を収め、町勢進展の基礎を確立し得ましたことは新町建設にかけた多くの先輩各位の英知と勇断の賜であり、ここに深く敬意を表するものであり、更に町民各位の御理解と心あたたまる御協力に対し、心から御礼申上げる次第であります。

今や我が国の社会経済情勢は一層激動し、一大変革期を迎えつつありますが、輝かしい二十周年を契機として隣接市町村のご協力のもとに広域行政の推進と恵まれた自然と、その地の利を生かし柳津町百年の大計をめざして「町民総ぐるみ」による町政を推進し、教育と福祉優先の施策を軸に、農林業の振興・道路網の整備充実・観光施設の整備強化を計りたいと思うものでございます。

特に県道小ノ川柳津線の早期改良舗装工事の完成並びに町県道の整備充実、計画路線の早期実現、農用地の整備充実等によって、町全体が経済的にも精神的にも豊かであって、そして公害がなく清潔で平和な住みよい町造りをめざして町政発展のため、全力を傾注する決意でありますので、先輩各位の心からなる御指導ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

この式典を機会に、永年自治振興のために尽された自治功労者並びに数々の善行をされた個人と団体の表彰を申し上げ合せて一昨年来進められて参りました銀山川河川改修事業も第一次の竣工を見て居りますので、落成の喜びを頒ち県御当局はじめ、各官庁地元関係者並びに工事関係者のなみなみならぬ努力に対して、深く感謝の意を表するものであります。

終わりに臨み来賓各位には常に本町に対してひとかたならぬ御厚

情をお寄せいただき誠に感謝にたえない次第でございます。重ねて厚く御礼申上げますと共に、今後一層の御指導ご鞭撻を賜わりますようお願い申上げ、式辞といたします。

昭和五十年十一月六日

第二節　人　口

「子どもは神様のお授けもの」との考えで、妊婦を家族は大切にして、よい子を安産するように祈願した。子安観音や子安地蔵の仏像がこんなに普及したのはそのためである。

しかし江戸時代には、労働力と重税のためや天災飢饉のため間引をしたことは史実に明らかである。会津藩主はそのため、間引きの禁止を教諭するため教本を配布したり、産子養育金を与える「人口政策」も実施した。

そのためと、漸次農業生産の向上などでこの悪弊はいくらかは減少したが、まだ相当な数はあったようである。

明治に入ると、子供の教育の重要性や富国強兵の国策にとって子を産むことに抵抗は少くなり、「神の授け」と愛撫した。のち昭和初期になると「産めや殖やせ」の掛声とともに多産児が多く、一夫婦四～五人は普通であり、それをよく育て、よく教育し、よく社会の各方面に送り出した。しかし昭和二十年を過ぎるころから子どもに対する意識は変わってきた。

「少く産んでよく教育する」ということと、母体保護のため産児制限の優生保護法が施行されたこと、更に工業化による女性職場の拡充により、子は二人が限度というようになり、小学校・中学校の学童も減少し、学級減も行われ、その卒業生がまた都会の工業等に集団就職を行った。その結果、ふるさとの人口は漸減となった。わが町は、昭和三十年合併時は人口九、六三二人であったが、十九年後の昭和四十九年の人口は、六、四七一人と驚くべき数の三、一六一人の減少となった。そして遂に過疎町の指定をうけることとなり、町自治体の行政諸方面にいろいろの悪影響も出てきたが、町当局と町民は一致協力して、今日の隆昌を産み出したことは、その努力を高く評価されている。

いま資料のあるものでわかる年度の人口・戸数を表示したので、過去をかえりみる資料としてほしい。

一、明治十四年と明治十九年現在

第　1　表

村名	M 14.1.1 現在 戸数	人口	M19.1.1 現在 戸数	人口
柳津村	153	771	145	727
大柳村	37	242	35	230
小椿村	48	320	45	343
細八村	44	264	45	273
猪野倉村	45	277	46	268
郷戸村	66	476	72	478
藤村	63	408	68	389
飯谷村	70	463	75	486
砂子原村	36	194	32	198
黒沢村	27	149	27	162
胄中村	33	193	31	201
五畳敷村	19	140	21	146
湯八木沢村	30	183	32	180
四ツ谷村	44	293	43	294
牧沢村	24	165	24	171
大成沢村	31	215	30	239
芋小屋村	16	92	15	101
琵琶首村	24	173	24	187
軽井沢村	48	284	67	1,433
久保田村	53	298	51	289
合計	911	5,600	928	6,795

二、明治二十二年十二月三十一日現在
　明治二十二年町村制施行により、小集落の村は、二～三ケ村を合併して新村名をつけた。そのときの戸数・人口は第二表の通りである。
三、明治二十九年の戸数・人口は第三表のようである。
四、大正九年、第一回国勢調査のときの戸数・人口は第四表のようである。

　ここで考えられることは、明治二十二年とくらべて倉戸・飯谷両村の戸数・人口が減り、柳津村が増加し、東川村が人口が減り、中ノ川村が増加している。産業構造や住居の地勢状況・文化へのあこがれに向ってきた志向でないかと思う。
五、昭和十年の戸数・人口は第五表のようである。
六、昭和二十二年は、柳津町と西山村で第六表である。
七、最後に、五年毎の国勢調査結果を第七・第八表に掲げておく。また人口動態状況は第九表の通りで、昭和四十年の転出者五〇一人、昭和四十五年は同四三一人、同三十五年には四〇三人の転出者があり、転入者はその半数に達しない年もある。
　これらはいろいろな原因もあろうが、この美しい自然環境の恵みを充分享受する以外に、住民の定着するいろいろな地場産業にも今後振興することを考えつつ、過疎に至った原因も追求しおかねばならない時期に来ているようである。

第　2　表

明治22年12月31日現在		
村　名	戸数	人　口
柳津村	232	1,340
倉戸村	123	806
飯谷村	186	1,301
中ノ川村	217	1,513
東川村	221	1,795
合　計	879	6,755

第　3　表

明治29年12月31日現在		
大字名	戸数	人　口
柳津	145	727
大柳	35	230
細八	45	273
郷戸	72	478
猪倉野	46	268
飯谷	75	486
小椿	45	343
藤	68	389
久保田	51	289
牧沢	24	171
四ツ谷	43	294
軽井沢	67	433
大成沢	30	239
黒沢	27	162
胄中	31	201
五畳敷	21	146
砂子原	32	198
湯八木沢	32	180
琵琶首	24	187
芋小屋	15	101
計	928	5,795

第　4　表

大正9年10月1日現在		
町村名	戸教	人　口
柳津村	273	1,713
倉戸村	146	1,006
飯谷村	209	1,521
中ノ川村	276	1,872
東川村	223	1,561
計	1,127	7,673

第　5　表

昭和10年10月1日現在		
町村名	戸数	人　口
柳津町	800	5,194
中ノ川村	282	1,972
東川村	220	1,585
計	1,302	8,751

第　6　表

昭和22年10月1日現在		
町村名	戸数	人　口
柳津町	950	5,934
西山村	601	4,033
計	1,551	9,967

第8表　昭和50年国勢調査結果表

行政区	世帯数	人口		
		男	女	計
一王町	66	101	147	248
諏訪町	27	49	57	106
寺家町	25	54	60	114
岩坂町	36	63	68	131
大平町	59	91	113	204
門前町	32	50	61	111
安久津	53	95	110	205
出倉	27	53	47	100
小柳津	7	14	13	27
大野	24	63	64	127
大野新田	5	10	10	20
八坂野	39	80	79	159
細越	29	65	66	131
石神	29	65	66	131
石生	15	37	38	75
古屋敷	15	37	38	75
新村	14	32	32	64
小ノ川	15	27	41	68
中野	28	44	49	93
長倉	24	58	53	111
塩野	11	20	22	42
猪鼻	17	40	53	93
黒滝	10	17	26	43
野老沢	53	109	136	245
麻生	25	59	64	123
小巻	32	59	72	131
石坂・長窪	29	67	75	142
椿	20	45	41	86
藤	58	137	158	295
軽井沢	24	47	52	99
柳ケ丘	65	89	105	194
砂子原	75	144	153	297
黒沢	39	76	86	162
胄中	35	63	76	139
芋小屋	16	33	31	64
大成沢	41	95	102	197
琵琶首	32	70	60	130
五畳敷	48	84	93	177
湯八木沢	42	73	84	157
牧沢	43	98	100	198
四ツ谷	40	72	74	146
高森	21	40	39	79
久保田（松ケ下を含む）	55	123	114	237
大峯	14	24	24	48
合計	1,458	2,854	3,159	6,013

第7表　行政区域別人口移動表

行政区	S 30	S 35	S 40	S 45	S 49
一王町		372	315	269	254
諏訪町		205	161	132	136
寺家町		173	156	128	129
岩坂町		199	167	137	144
大平町		268	234	218	211
門前町		175	141	126	122
安久津		433	369	346	320
出倉		194	157	129	93
小柳津		61	56	39	28
大野		192	161	137	130
大野新田		54	49	35	27
八坂野		234	205	173	182
細越		250	210	176	188
石神		186	151	134	139
石生		66	65	58	56
古屋敷		100	88	78	74
新村		91	79	63	65
小ノ川		93	77	71	69
中野		147	120	114	106
長倉		166	147	126	113
塩野		101	79	56	44
猪鼻		128	115	92	93
黒滝		59	41	37	41
野老沢		336	299	278	263
麻生		261	215	183	163
小巻		200	169	155	135
石坂		143	111	100	102
椿		113	97	97	93
藤		397	354	312	301
長窪		85	62	46	45
軽井沢		185	154	135	116
金子平		80	49	24	−
柳ケ丘		−	98	153	201
砂子原		391	327	297	280
黒沢		245	204	189	177
胄中		211	185	173	164
芋小屋		105	93	84	73
大成沢		307	289	239	214
琵琶首		271	229	185	182
五畳敷		260	219	195	202
湯八木沢		290	249	209	175
牧沢		283	254	222	212
四ツ谷		291	236	193	177
高森		164	143	111	101
久保田		376	332	290	266
大峯		94	78	69	65
合計	9,709	9,035	7,789	6,617	6,471

第9表　人口動態状況表（国勢調査）

年次		昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和49年
自然的動態	出生	263	158	95	79	73
	死亡	73	91	77	74	64
	増	190	67	18	5	9
社会的動態	転入	292	240	229	213	223
	転出	349	403	501	431	276
	減	57	163	272	218	53
人口増減		△133	△ 96	△254	△213	△ 44

更に工業の農山町村への工場進出と稼動力の需要は、農業経営の形態にも変化をおこしつつあり、専業農家は兼業農家へと本来の経営が軽視されている。それは、農業収入より農外収入がより多い現状ではやむを得ないが、これらの事も今後はわが町として、青年婦人の意見などを基調として、考究すべきであろう。このことは、農山町村の若妻を迎える結婚問題とも関連する重要度の高い社会問題でもある。

わが町の昭和四十五年十月一日、国勢調査の産業大分類職業別世帯数表（表－十）を掲げておくので、昭和五十年の国勢調査の結果と比較して、その変化の状況と今後の指針の資料としてほしいと思う。

この人口のうち、国民健康保険加入状況は次の通りである。

総世帯数（昭和五十年四月一日現在）　一、一〇七戸

内扶養親族を含めた人数　四、七五六人

内柳津地区　六九九戸

西山地区　四〇八戸

生活扶助適用中の世帯数　四八世帯

更に、これを世帯数と人口を国勢調査年でみると、おどろくほどの減少傾向を示し、年齢階層別にみると、昭和四十五年に六十歳以上の人口が一、〇七一人と総人口の一五・七一パーセントを示す老齢社会にむかっている。この老人人口はまた一、〇七一人中、男は

第10表　産業大分類職業別世帯数表（昭和45年・国勢調査）

産業大別	就業人口総数	雇用者	自営業主	家族従業者	不詳
総数	3,654	1,018	1,190	1,446	
農業	2,151	9	871	1,271	
林業及び狩猟者	34	19	12	3	
漁業及び水産業	－	－	－	－	
鉱業	20	20	－	－	
建設業	445	367	65	13	
製造業	123	88	24	11	
卸小売	305	57	132	116	
金融保険不動産業	10	10	－	－	
運輸通信業	121	115	6	－	
電気ガス業	27	27	－	－	
サービス業	333	223	79	31	
公務	83	83	－	－	
分類不能産業	2	－	1	1	
世帯主完全失業					

四六六人、女は六〇五人と男より一三九人も多い。老年の女の長寿であることは、わが町でも全国と同じ様相を示している。町と家のために、壮年期によく働いたこの老人はみんなで、たのしく美しく生きてゆくことをねがい、町としてもコミニュティーセンター（つきみが丘町民センター）の施設の充実もおわり、こうして老人の方の天寿を夕陽の美しさのように完うされることを祈るのみである。

《参考資料》

つきみが丘町民センター概要

一、鉄筋コンクリート造二階建
（偕楽荘も含む）

二、一、八二七・七一二平方メートル（建物のみ）

三、宿泊料　一泊二食付
町民二、一〇〇円
（町民外二、九〇〇円）

四、会議室、食堂、視聴覚室、チャイルドルーム、浴室、只見川電源開発記念館、料理実習室、料理研究及実習室、結婚式場、ロビー、図書室、町民サロン、大ホール、ロビー

世帯数及び現在人口推移表

年度	世帯数	現在人口			100に対する女人口	平均1世帯当り人員
		総数	男	女		
昭和30年	1,494	9,736	4,696	5,040	93	30. 4. 1 現在 6.5 人
昭和35年	1,575	9,035	4,273	4,762	90	35. 4. 1 現在 5.7 人
昭和40年	1,561	7,789	3,670	4,119	89	40. 4. 1 現在 5.0 人
昭和45年	1,501	6,817	3,255	3,562	91	45. 4. 1 現在 4.5 人
昭和50年	1,458	6,013	2,854	3,159	90	50. 10. 1 現在 4.1 人

第三節　社会福祉

わが町の福祉事業は、古くから種々の形で行われて来たのであるが、困窮者の生活擁護・隣保相助の人間的な感情、そして宗教的信仰に基づいて行われてきたものが多い。たとえば、仏教慈善事業だとか、身よりたよりのない人、貧窮老病等の自活することの困難者に対する扶養、行路病人の救助などから、五人組制による共同連帯責任を負わせられた幕藩時代、又は災害時の救助金・救護米・拝借金・取越米・炊出し・救小屋を設置することなどである。その後明治時代に至って、漸しく新しい社会的思想が欧米から移入されるに伴って、その慈善事業の影響を受け、だんだん近代的社会事業の実施制度がつくられた。

まず初期の明治四年の棄子養育米給与方、行路病人及死亡人の取

年令段階別人口表

年令階層別	男	女	計
0 ～ 4	199	207	406
5 ～ 9	286	295	581
10 ～ 14	378	379	757
15 ～ 19	288	277	565
20 ～ 24	192	179	371
25 ～ 29	143	156	299
30 ～ 34	199	204	403
35 ～ 39	233	254	487
40 ～ 44	260	276	536
45 ～ 49	221	271	492
50 ～ 54	199	236	435
55 ～ 59	191	223	414
60 ～ 64	137	165	302
65 ～ 69	121	133	254
70 ～ 74	114	149	263
75 ～ 79	59	87	146
80 ～ 84	23	50	73
85 ～ 89	11	17	28
90 ～	1	4	5
計	3,255	3,562	6,817

（昭和45年10月1日現在）

扱方に関する法規、同七年の恤救規則、同十三年の備荒貯蓄法など幕府の遺制形式のような応急的なものである。

そのご日清戦争から産業の発達と社会機構の複雑化によって、近代的社会問題が発生したが、第一次大戦後の米騒動・経済恐慌・大震災等による社会不安を契機として、その対策の必要が起った。社会事業と呼ぶようになったのは大正九年ころである。この影響で公的機関として組織されたのが方面委員制度である。

この方面委員制度は、社会調査・福祉施設の活用の調整整備によって、個人と社会の改善向上を目的とする点等は、さすがに近代的なものをもっていたのである。現行の民生委員は、最初の方面委員制度の発展拡充されたものと考えることができる。

そのころから軍人救護が実施され、続いて職業紹介法・精神病院法・結核予防法・住宅組合法・公益質屋法・救護法等が続々と制定された。

つづいて昭和十年後に少年救護法・母子保護・医療保護・方面委員会・社会事業法・児童虐待防止法が相ついで制定され、更に近時老人社会化に備えて老人福祉法による養老福祉年金支給、老人病弱者の七十歳以上の無料診察の実施、文官軍人遺族扶助料支結の優遇等々実にすばらしい福祉行政が施行されている。この総括は、昭和十三年に設置された厚生省なのである。

しかし戦時体制の昭和十八年には、厚生省は健民局に衣替えされて指導課の隅におかれて細々と活動していた。人的資源という表現にもみるように、人間軽視の風潮となり、社会事業はその発展を一時停止していた時代があった。しかし、現在の恵まれた福祉社会は実にすばらしく、「揺りかごから墓場まで」という社会になった。

(一)　民生委員

民生委員は、民生委員法（昭和二十三年法律第一一八号）によって、市町村長及び社会福祉主事の行う保護事務執行に協力する責務がある。その他保護の方法・保護施設の規定等のもあるが、ここでは細則はこれを省く。わが町における福祉三法（生活保護法・身体障害者授護法・戦傷病者援護法）の概略は次の通りである。

この生活保護法は初期の準備時代で、その後しばしば改訂を加えようやく軌道に乗ったのが昭和二十四年から同三十年ころで、このころから毎月定例会を開催し、被保護者の生活状態等を具さに検討を加え、福祉主事（ケースワーカー）の指導のもとに生活扶助・医療扶助・住宅扶助・教育扶助などを決めて実施している。

(二)　民生委員推薦委員会

町長より委嘱された十四名の委員が委員会を結成し、三年毎に民生委員が任期満了とともに新たな委員を推薦している。

(三)　世帯更生運動

被保護者には、その保護の反面において、世帯更生運動の実施による生活の立直り、即ち世帯更生の指導が重要である。物質を給与すること以外に、精神的更生にもわが町は重点をおき、昭和三十一年から世帯更生一斉運動を展開し、被保護者に対して極力更生の方

法を指導した結果、この年の一ケ年で左の成績を収めた。

要保護者　三十六世帯（柳津二十一、西山十五）
被保護者　三十四世帯（柳津十九、西山十五）

であったが、昭和五十年四月一日現在では、

総世帯数　一、一〇七戸
要保護者　五〇世帯
被保護者　四八世帯
扶養親族を含めた人数　四、七五六人
　内柳津地区　六九九戸
　西山地区　四〇八戸

(四) 国民健康保険の状況

このことについては、昭和三十五年厚生省国民健康保険準則にもとづき組合を組織して、町民は全戸加入することに、町福祉協議会が申し合わせ、町議会満場一致の決議によって発足し、その後順調に運営せられ、現在極めて好成績を収めている。

昭和五十年四月現在は、

柳津地区　六九九世帯加入
西山地区　四〇八世帯加入

昭和四十九年度決算支払金一億五千六百九十八万二千三円である。

(五) 社会福祉協議会

昭和二十九年二月、柳津町社会福祉協議会を結成し、社会福祉の増進に活発な活動を続けている。そして歴代会長は次の通りである。

笠間　恵　　飯塚　政伍　　佐藤　栄一
一ノ瀬　碧　　春日　源一（現在）

そして歴代町長が協議会長を勤めた。左に民生委員長を示す。

就任期間

昭和28年12月1日～昭和31年12月1日　佐々木　鼎
昭和31年12月1日～昭和38年9月1日　佐久間佐助
昭和38年9月5日～昭和46年12月1日　目黒　武義
昭和46年12月1日～昭和49年12月1日　大竹　敬宗
昭和49年12月1日～　佐藤　善作

また老人援助のためホーム・ヘルパー制を採用し、巡回看護等の細々とした援助をしている。現在のホーム・ヘルパーは左の通りである。

昭和四十七年四月一日～現在勤務中　齋藤ミヨ子

(六) 身体障害者福祉会

昭和二十九年十二月、柳津町身体障害者福祉会が創立し、県の社会福祉事業の一環として活動している。創立当時の会員としては、約五十名であったが、昭和三十二年三月西山地区とこの会も合併し現在会員八十名以上の組織である。

合併当時の役員名

会　長　新井田正男
副会長　佐々木　一　　長谷川　緑
理　事　田崎　吉輝　　渡部市太郎　　猪俣　重喜

中村　初蔵　新井田米八　寺内　利意
増井　彦衛　鈴木　新一　佐藤長三郎
杉原　好美

この会の庶務として、新井田正男氏は会長を兼ねて、真剣な努力を捧げていることを忘れることはできない。

第四節　選　挙

選挙は最も民主的な政治への参加で、しかも自由に容易に秘密の中に意志表示の出来るものである。

わが町も政治には関心が深い。そして保守的・革新的な人々があるのは新しい世代への前進である。特に投票状況からみると、町政や県政については関心が一層高く、九十パーセントを越している。これだけ身近な政治を実生活から意識しているというべきであろう。

ここで、過去十五ケ年間における投票状況を示しておく。特に昭和二十年の終戦直後は婦人の選挙権が長い間の運動によって認められたため、政治への関心は強い意識を現わしてきた。このことは年を追うにしたがって、ますます高揚していることはよろこばしい傾向というべきである。

柳津町の投票状況表（町選管調）

年	月日	種別	有権者数	投票数	投票率	備考
昭和35年	3.25	町会議員		3,106	%	柳津選挙区
〃	〃	〃	1,872	1,772	94.66	西山選挙区
昭和38年	4.30	町長	4,662	4,462	95.71	
〃	11.21	衆議院議員	4,651	4,200	90.30	
昭和39年	5.16	県知事	4,688	3,918	83.58	
昭和40年	7. 4	参議院議員	4,448	3,880	87.23	
昭和42年	1.29	衆議院議員	4,676	3,961	84.71	
〃	4.15	県会議員	4,628	4,226	91.31	
〃	4.28	町長	4,605	4,332	94.07	
昭和43年	3.28	町会議員	4,493	4,165	92.70	
〃	4.29	県知事	4,425	3,805	85.99	
〃	7. 7	参議院議員	4,548	3,897	85.09	
昭和44年	12.28	衆議院議員	4,661	3,934	84.40	
昭和46年	4.25	町長	4,560	4,289	94.06	
〃	6.27	参議院議員	4,614	3,929	85.15	
昭和47年	3.25	町会議員	4,574	4,362	95.37	
〃	12.10	衆議院議員	4,557	3,624	79.53	
昭和49年	7. 7	参議院議員	4,552	4,006	88.01	
昭和50年	4.13	県会議員	4,503	4,057	90.10	
〃	4.29	町長	4,502	4,278	95.02	

第五節　警　備

(一)　消防組

一、柳津組の沿革概要

1. 柳津組

柳津の消防組は、元倉戸組・飯谷組・柳津組の三公設消防組の併合によって組織された。調査によると、明治三十七年五月四日の併合とあるが、記録によると明治四十年七月十日の合併とある。

県消防課へ提出した記録によると、柳津組は明治二十三年五月、火防組を組織して一番組より三番組までとし、組員総数は五十名であった。のち明治二十七年六月九日に倉戸組・飯谷組と共に各独立の公設組織として、各々三部制とした。後明治四十年七月十日に三組合併して柳津組と改組し、組頭斎藤猪吉氏は同時に退職して、飯谷組の長谷川治平氏が組頭に昇進して同日退職し、柳津組頭長谷川美材氏が引続き留任して柳津組頭となった。なお、飯谷組の初代組頭は長谷川勝太郎氏（安政六年生）であった。

2. 西山組

旧幕時代より消防組の組織に至る迄火災季節には自審番と称し、部落の若連中が毎夜交代で火の番小屋に詰め警戒した。

公設消防組は、中ノ川組・東川組が各独立して組織された。中ノ川組は定員五十九名、東川組は定員五十四名であった。しかし両組に対して村当局よりは警備費の支給はなく、各部落で負担した。

明治三十四年三月の村会の決議によって、金四円を組毎に支給された。両組頭はこれを酒肴料として組員に分配した。両消防組に対する村費の支出はこれがはじめてである。その後明治三十五年度に金七円五十銭、同三十六年度に金八円八十五銭と漸増支給されたが、明治四十三年度において村会で議決され、組頭に金四円、小頭に金二円、消防手に金一円の酒肴料が支給されるようになって、消防組の存在が認められた。

大正六年、両組の合併説が起って、協議数次に及んで、大正九年合併実現して中ノ川組となった。

こうした二組は町村合併によって、大きな柳津町消防団となったが、合併後の歴代消防団長は左の通りである。

団　長　金子　純夫（昭和31年4月～昭和34年11月）
副団長　斎藤　豊（昭和31年4月～昭和32年3月）
　　新井田芳男（昭和31年4月～昭和34年2月）
　　長谷川寅雄（昭和31年4月～昭和34年10月）
団　長　新井田芳胃（昭和34年11月～　）
副団長　中村　初蔵（昭和34年11月～　）
　　金子　義秋（昭和34年11月～　）

(二) 柳津町自治警察

終戦後警察制度の改正が行われ、昭和二十三年三月、市及び人口五、〇〇〇人以上の市街的な町村で、その区域内において治安維持を掌る自治警察制度の実施が行われ、所謂自治警察が生まれた。

その運営は当該町村の公安委員会がその一切の運営にあたった。この維持は国家警察とは関係なく、町村公安委員会自らの責任を以って行われた。

その後昭和二十六年、再び警察制度の改正によって、人口五、〇〇〇人以上三万人以下の小町村は住民投票によって、自治警察を廃止してもよいことになったため、昭和二十七年三月三十一日を以って廃止した。このため元の国家警察の管下に戻って、坂下警察署に所属し、あらたに坂下警察署柳津警部補派出所となり、更に制度改正により、昭和二十九年巡査部長派出所となって現在に至っている。

(三)　会津坂下警察署柳津派出所

一、沿革の大要

。明治二十二年二月、河沼警察署柳津巡査出張所を寺家に設置す。

。明治三十三年七月、河沼警察署第九管柳津村巡査駐在所と改称す。

。明治四十二年四月、駐在所を諏訪町に移す。

。大正八年十二月、県告示第五二九号により、柳津村大字小椿字小巻に巡査駐在所を分割設置する。

。昭和二十三年三月、警察法改正により自治体警察柳津町警察署となる。

。昭和二十六年九月、柳津町警察署廃止となる。

。昭和二十六年九月、坂下警察署柳津警部補派出所となる。

。昭和二十九年七月、県警察法改正により、坂下警察署柳津警部補派出所と改称す。

。昭和三十年四月、町村合併に伴い、会津坂下警察署柳津警部補派出所と改称す。

。昭和三十二年七月、会津坂下警察署柳津巡査部長派出所と改称す。

。昭和五十年四月、派出所を柳津町大字柳津字下道西四六九ノ三番地に新築移転す。

二、現在勤務者

福島県巡査部長
派出所主任　原　誠

なお、自治警察署は現在の諏訪町の位置であった。こうして自治警察署はわずか四ケ年の制度で終わった。

(四)　西山駐在所（大字砂子原字居平二九六番地）

一、沿革の大要

。明治二十一年四月一日、大沼郡高田警察署中ノ川村駐在所として設置す。

。明治四十四年四月二十四日、砂子原大火で全焼す。

。右同年、大字砂子原字居平二九〇番地に移す。

。昭和十三年、砂子原小学校敷地拡張のため、小林善次所有地に移す。

。昭和十五年四月一日、西山村誕生により、西山村駐在所とな

る。

。昭和三十年三月三十一日、河沼郡柳津町に合併、管轄郡の変更により、会津坂下警察署管下となる。

。昭和四十四年、駐在所建造舎が老朽となり、同年八月起工、同年十月十五日現駐在所に移転する。

二、歴代勤務者名

明治21年4月1日～明治43年12月3日	不　詳	草野　幹雄
明治43年12月3日～大正4年3月10日	古川恒三郎	戸樫　善寿
大正4年4月2日～大正5年12月10日	中野　又蔵	伊藤　敏
大正6年4月4日～大正10年3月22日	荒井　直猪	渡部　緑
大正10年3月26日～大正10年6月1日	管野　覚	名越　長雄
大正10年6月6日～大正11年4月14日	福島　勝江	渡部　早太
大正11年4月15日～大正13年4月20日	古川大次郎	本田　寅亥
大正13年5月9日～大正13年7月20日	村上　常治	宮島健三郎
大正13年12月6日～昭和3年6月11日	早坂　貞市	戸井田寿一
昭和3年5月17日～昭和5年5月17日	兼子　元茂	斎藤　武雄
昭和5年5月17日～昭和6年4月5日	梅津　諶	武藤　寅喜
昭和6年4月9日～昭和7年1月20日	天野　八郎	森　鶴雄
昭和7年1月20日～不　明	村上　潔雄	佐藤　武男
不　明～不　明	橋本　義英	菅野　武
不　明～不　明	松本　保	青山　住江
不　明～不　明	三沢　八郎	関本　至道
不　明～不　明	不　明	加藤　明男
不　明～不　明	不　明	鷺　春吉
不　明～不　明	不　明	荒明　六郎
不　明～不　明	不　明	角田研次郎
不　明～昭和16年12月4日	不　明	菅野　健司
昭和16年12月4日～昭和17年4月	不　明	
不　明～不　明	不　明	
不　明～不　明	不　明	
不　明～昭和21年8月28日	不　明	
昭和21年8月28日～昭和23年2月9日	不　明	
昭和23年2月9日～昭和23年3月8日	不　明	
昭和23年3月12日～昭和23年7月31日	不　明	
昭和23年7月31日～昭和24年7月15日	不　明	
昭和24年11月3日～昭和27年4月30日	不　明	
昭和27年4月30日～昭和27年11月16日	不　明	
昭和27年11月19日～昭和29年8月1日	不　明	
昭和29年8月1日～昭和32年4月1日	不　明	
昭和32年4月1日～昭和37年8月11日	不　明	
昭和37年8月11日～昭和38年10月28日	不　明	
昭和38年11月28日～昭和42年3月24日	不　明	
昭和42年4月1日～昭和46年3月26日	不　明	
昭和46年4月1日～昭和47年4月2日	不　明	
昭和47年4月2日～昭和49年3月28日	不　明	
昭和49年4月3日～	不　明	

(五)　会津若松地方広域消防署柳津出張所

一、沿革の大要

。昭和四十七年四月一日、福島県指令知第三四六号により会津若松地方広域市町村圏整備組合の設立が福島県知事から許可された。

。昭和四十七年四月一日、会津若松市を拠点として、柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津坂下町・湯川村・河東村・新鶴村・北会津村・会津高田町・本郷町・磐梯町・猪苗代町の一市八町五村をもって、会津若松地方広域市町村圏整備組合が設立され、同日組合消防が発足した。

。昭和四十七年八月二十六日、柳津出張所（柳津町大字柳津字村の上乙の九二九の一番地）の新築工事が着手された。

。昭和四十八年一月十五日、組合消防署柳津出張所が完成、開設された。この庁舎は鉄筋コンクリート造り一部二階建、建築延面積一八九平方メートル、工費一億一千万円、敷地面積三八三平方メートル、消防自動車一台、救急自動車一台、連絡車一台、超短波消防専用無線電話機、人員八名が配置される。

二、現有施設の状況

1.　人員　　所長以下八名

2.　備品及び機械

イ　消防自動車（ジープ型消防ポンプ車A2級）

ロ　救急自動車

ハ　連絡車

ニ　超短波消防専用無線電話機

基地局　　一台

陸上移動局（車載用）　三台

陸上移動局（携帯用）　二台

ニエアーコンプレッサー

ホシャシーリブリケーター

三、歴代所長名

昭和48年1月15日～昭和50年4月1日　消防士長　江川　賢

昭和50年4月1日～　消防司令補　五十嵐　隆

四、最近一ケ年の出動（昭和四十九年四月～昭和五十年三月）

1.　火災出動

山林火災出動　五回

救急出動　九十四回

搬送人員　八十六人

（内男六十二人、女二十四人）

第六節　公営住宅（柳津町々営住宅）

住宅緩和と住民の利便を図るため、住宅に困る低所得勤労者、また他町村の外部から来住している公務員及びその他の勤務者に貸与し、余分の生じたときは一般希望者へも貸与するために、公営住宅の建築を計画し、昭和三十三年度から実施した。

しかし、三十三年度以前にも左の町単独住宅を建設して利用を図ったのである。

団地名	用途区分	建設年度	家賃	戸数	備考
十二所	町単独住宅	昭和二十七年	二、三〇〇円	一戸	
上村	同	昭和三十年	一、八〇〇円	一戸	

昭和三十三年度以降は、

長坂第一	第二種公営	昭和三十三年	二、〇〇〇円	十一戸	
長坂第二	同	昭和三十八年	二、五〇〇円	九戸	
柳ケ丘	同	昭和三十八年	二、五〇〇円	十一戸	
同	同	昭和三十九年	二、六〇〇円	二十戸	
同	同	昭和四十三年	二、八〇〇円	十戸	
同	同	昭和四十四年	三、〇〇〇円	十戸	
同	同	昭和四十八年	六、〇〇〇円	十二戸	
同	単	昭和三十三年	二、五〇〇円	三戸	上村より移築
上村	町	昭和三十三年	二、〇〇〇円	三戸	
大成沢	単	昭和三十七年	二、〇〇〇円	二戸	
教員住宅	同	昭和四十三年	二、〇〇〇円	一戸	
琵琶首	同	昭和三十八年	二、〇〇〇円	二戸	
四ツ谷	同	昭和四十六年	二、〇〇〇円	二戸	
高森	同	昭和三十五年	二、〇〇〇円	一戸	
久保田	同				

久保田	教員住宅	昭和四十八年	二、五〇〇円	二戸
同	同	昭和四十五年	二、〇〇〇円	二戸
軽井沢	同	昭和四十七年	二、五〇〇円	二戸
砂子原	同	昭和四十九年	二、五〇〇円	二戸

右の表によってみると、現在一〇七戸を運営しているのである。はじめ一戸建坪八・五坪、木造平屋建としていたが、使用者の要望なども採用して若干の拡張をしたところもある。また木造建築の中には、簡易耐火住宅も相当数建設している。

住宅家賃は、はじめ一律千円であったが、管理費の高騰とにより一千円では運営も困難となり、前の表のように更新している。

この町営住宅については、昭和四十年に柳津町々営住宅条例及び昭和四十九年に柳津町々営住宅管理条例を設けて、町として責任を十分果すべく町建設課で、その衝に万全の策をたてているのが現状である。

わが町の地勢や位置からみて、将来農村工場の誘致、その他ベッドタウンとしても住宅政策を推進し、定住町民の増加を図り、過疎の町としての名を返上することを考慮すべきである。

なお、町営住宅の所在地は前表の通りである。

第七節　鉄道・通信

(一)　国鉄駅について

わが町には国鉄駅が三駅ある。会津柳津駅・会津郷戸駅・滝谷駅である。各駅とも立地の特殊性を有利にして営業をしている。会津柳津駅が昭和三年に開業したときの喜びは、挙町祝賀に酔うほどでそれまで先人たちが長く鉄道敷設を考え、完成のための運動を続けてきたのである。それから十三ケ年終点駅として、三島町・金山町昭和村・南会津西部の物貨と人口の呑吐駅として、柳津駅以西延長工事のための大物質は、ここから積替輸送されたのである。

現在こそ無人駅一駅があるが、当時は三駅長在勤で、文化も経済も産業も商工業も賑やかに活気を示し、町勢はみちがえるようになった。三駅の概況を記しておく。

一、会津柳津駅（標高二三二メートル）

1. 所在地　河沼郡柳津町字下大平六一七番地
2. 駅中心　会津若松起点三十三・三キロメートル
3. 開　業　昭和三年十一月二十日（一般駅務）
4. 駅　勢　当初会津線の中位で、柳津町全域に及んでいる。林産物に恵まれ、その上南方八〇〇メートルには風景絶佳の只見川ラインを眺め得る霊地柳津虚空蔵尊がある。日本三虚空蔵の一つで、東日本全域に信仰者をもっており、昭和初期で年間三十万人の参詣、最近は七、八十万人の善男善女の来柳がある。

5. 歴代駅長

就任退任年月日	氏　名
昭和3年11月20日～昭和4年10月15日	富岡　定八（勤続十一ケ月）
昭和4年10月15日～昭和5年3月4日	今井　米蔵（勤続六ケ年）
昭和5年3月4日～昭和11年3月10日	石井　栄治（勤続六ケ年）
昭和11年3月20日～昭和15年3月12日	須藤　昌似（勤続四ケ年）
昭和15年3月12日～昭和18年2月9日	佐藤　宇市（勤続二年十一ケ月）
昭和18年2月9日～昭和20年3月9日	本間　友二（勤続二年一ケ月）
昭和20年3月16日～昭和21年12月12日	大河原元作（勤続一年九ケ月）
昭和21年12月12日～昭和26年4月17日	鈴木　正治（勤続四年五ケ月）
昭和26年4月17日～昭和31年2月24日	小林　正雄（勤続四年十ケ月）

昭和31年2月24日～昭和33年2月25日　橋本　智舜（勤続二ケ年）
昭和33年2月25日～昭和34年2月12日　篠田　富次（勤続一ケ年）
昭和34年2月12日～昭和37年2月10日　佐藤　頼利（勤続三ケ年）
昭和37年2月10日～昭和40年2月10日　加藤　伝重（勤続三ケ年）
昭和40年2月10日～昭和42年2月14日　芦沢陸奥夫（勤続二ケ年）
昭和42年2月14日～昭和43年11月1日　佐々木　茂（勤続二年九ケ月）
昭和43年11月1日～昭和46年2月10日　鈴木　庄一（勤続二年四ケ月）
昭和46年2月10日～昭和47年2月10日　松尾　和夫（勤続一ケ年）
昭和47年2月10日～昭和50年2月7日　佐藤　武雄（勤続三ケ年）
昭和50年2月7日～　高橋　等

会津柳津駅の営業状況表

年度	小荷物		乗降客
	到着	発送	
昭和40年度	14,799	2,418	152,370
昭和41年度	14,255	2,530	154,499
昭和42年度	13,962	2,257	180,740
昭和43年度	15,332	2,723	156,194
昭和44年度	14,768	3,233	135,033
昭和45年度	12,356	4,453	123,528
昭和46年度	12,419	7,329	118,878
昭和47年度	12,583	8,773	116,216
昭和48年度	12,255	8,570	115,846
昭和49年度	11,718	7,232	121,818

月別利用客数表

月別	昭和49年
1月	10,304
2月	7,213
3月	11,019
4月	8,371
5月	8,827
6月	10,334
7月	10,804
8月	14,586
9月	◎10,570
10月	10,092
11月	10,332
12月	9,366
計	121,818

◎団体も多いが、町民号三〇〇人の団体も九月取扱った。

二、郷戸駅（標高二五六メートル）

1. 所在地　河沼郡柳津町字白苅丙二二二番地
2. 駅中心　会津若松駅起点三十六・八七キロメートル
3. 開業　昭和十六年十月二十八日（旅客駅務）
4. 駅務　会津線は、昭和十六年会津宮下駅まで延長のため旅客駅として開業した。郷戸・野老沢・出倉・龍蔵庵を擁し、特に昭和二十七年五月、出倉地内に東北電力株式会社の発電所工事のため、貨物取扱も一時

行ったが、昭和二十八年八月の完成まで旅客の乗降も相当数を記録した。その後は旅客駅務のみとなり昭和四十六年八月二十九日から無人駅となった。

5. 歴代駅長

昭和16年10月28日～昭和17年8月29日
宗像　駒蔵（勤続十ケ月）
昭和17年8月29日～昭和19年1月29日
水野　勤一（勤続一年五ケ月）
昭和19年1月29日～昭和21年6月26日
遠藤　菊夫（勤続二年五ケ月）
昭和21年6月28日～昭和24年7月12日
高橋藤太郎（勤続三年一ケ月）
昭和24年7月12日～昭和28年3月7日
松川　武平（勤続三年八ケ月）
昭和28年3月7日～昭和31年2月24日
塩谷彦三郎（勤続二年十一ケ月）
昭和31年2月24日～昭和32年1月1日
石川　邇（勤続十一ケ月）
昭和32年1月12日～昭和33年2月25日
小原　国衛（勤続一年一ケ月）
昭和33年2月25日～昭和35年2月24日
大友　武司（勤続二ケ年）
昭和35年2月24日～昭和36年2月15日
佐々木治郎（勤続一ケ年）

以下駅長の職名なく、助役配置となる。

三、滝谷駅（標高二六四メートル）

1. 所在地　河沼郡柳津町大字郷戸字居平
2. 駅中心　会津若松起点三十九・六四キロメートル
3. 開　業　昭和十六年十月二十八日
4. 駅　勢　駅地郷戸は戸数六十八戸、小ノ川十五戸、中野二十七戸の後背地をもち、人口約四〇〇人で、特産物としてめぼしいものはない。南方二キロメートルには滝谷があり、戸数六十七戸、木材・木炭などの出貨もあった。

また、南東約八キロメートルには砂子原地区があり、桐材・パルプ材・木炭等の出貨、更に五畳敷地区とともに出土する粘土鉱産物の出貨も一時は多量で、名古屋方面に輸送した。また南方七キロメートルには西山温泉があり、下の湯・老沢湯・滝の湯・新湯・中の湯・智仁荘の六軒の旅館が散在していてここへの湯治及び宿泊客の昇降者も多くなった。

5. 歴代駅長

昭和16年10月28日～昭和21年10月24日
熊田　惣介（勤続五ケ年）

昭和21年10月24日～昭和24年7月12日　柳沼　鶴次（勤続二年九ケ月）
昭和24年7月12日～昭和29年3月20日　橋本　智舜（勤続四年八ケ月）
昭和29年3月20日～昭和31年2月24日　熊田留五郎（勤続一年十一ケ月）
昭和31年2月24日～昭和33年2月25日　根本　晴登（勤続二ケ年）
昭和33年2月25日～昭和34年2月20日　渡部　博志（勤続一ケ年）
昭和34年2月20日～昭和36年2月15日　紺野　末治（勤続二ケ年）
昭和36年2月15日～昭和38年2月11日　古内　克己（勤続二ケ年）
昭和38年2月11日～昭和39年2月11日　芦沢陸奥夫（勤続一ケ年）
昭和39年2月11日～昭和40年2月10日　本田　健吾（勤続一ケ年）
昭和40年2月10日～昭和42年2月14日　加藤　計治（勤続二ケ年）
昭和42年2月14日～昭和44年2月10日　加藤　秀男（勤続二ケ年）
昭和44年2月10日～昭和47年2月10日　本田　政章（勤続三ケ年）
昭和47年2月10日～昭和48年2月15日　郡司　助孝（勤続一ケ年）
昭和48年2月15日～昭和49年2月9日　児玉　長蔵（勤続一ケ年）
昭和49年2月9日～昭和50年2月7日　太田　辰三（勤続一ケ年）
昭和50年2月7日～　星　真太郎

(二)　郵便局

一、柳津郵便局（集配特定局）

1. 創設開業

明治十二年四月一日
現在地開業　昭和四十年八月二十三日

2. 沿革の大要

。明治十二年四月一日
柳津村大字柳津甲一七〇番地（五等郵便局）
。明治十六年十一月二十一日
柳津村大字柳津甲一七〇番地（四等郵便局）
。明注十九年三月二十五日
柳津村大字柳津甲一七〇番地（三等郵便局）
。明治二十六年八月一日

柳津村大字柳津甲一六九番地（新築移転）

。明治三十五年九月九日

柳津村大字柳津甲一七〇番地（類焼移転）

。明治三十八年三月十五日

柳津村大字柳津甲一六九番地（新築移転）

。大正二年十二月五日

柳津村大字柳津甲一六九ノ内番地

（大正二年八月二十九日洪水災害のため移転）

。大正五年八月一日

柳津村大字諏訪町一一八番地（新築不良に付移転）

。大正六年十二月十一日

柳津町大字諏訪町甲一〇八番地（新築移転）

。昭和四十年八月二十三日

柳津町大字一王町甲七ノ一番地（新築移転）

3. 業務状況

柳津郵便局の郵便物受付数表

年次	区別	通常					計
		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種	
昭和45年	引受	147,221	69,836	187,509	121		404,687
	配達						416,465
昭和48年	引受	123,648	60,346	162,331			346,325
	配達						471,215

特殊通常郵便物受付数表

年次	区別	特殊通常			小包		
		総数	速達	書留	総数	速達	書留
昭和45年	引受	11,283	6,810	4,473	3,409	2,054	1,001
	配達	12,545	7,300	5,245	10,249	9,490	速達含む
昭和48年	引受	8,881	5,110	3,771	3,033	1,892	895
	配達	9,933	4,745	5,188	3,874	3,285	速達含む

郵便貯金高調表

年次	区分	預入			払もどし			備考
		口座	口数	金額	口座	口数	金額	
昭和48年度	通常		7,451	161,806,290		3,897	159,500,757	
	積立		770	1,915,900		44	2,206,551	
	定額		1,961	130,053,465		1,450	90,516,782	
	割定							
	郵便貯金							
	計		10,182	293,775,655		5,391	25,222,409	

保険契約件数表

	昭和47年	昭和48年
契約件数	2,041	2,045
保険金額	488,743,213	555,083,000
1件当保険金	239,413	271,434
保険料1円に対する保険金	16	13
保険料	28,476,000	34,832,000
復活件数	0	0
消滅件数	111	132

ラジオ・テレビ契約数表

年次	ラジオ台数	TV総台数	内カラー	内白黒
昭和45年		829	104	725
昭和49年		932	724	208

※ラジオは43年４月１日（43年度）より自由になりましたので、台数不明です。

4. 職員数　十九人（男十六人、女三人）

5. 管内ポスト数

(1) 市　内

(イ) 郵便差出箱一号

丸型―五個、角型―一個

(ロ) 郵便差出箱二号

掛箱―二個

(2) 市　外

(イ) 郵便差出箱二号

掛箱―十一個

(3) 切手売さばき所―十七ケ所

6. 郵便差出便

上り二便―午後三時二十一分、午後六時二十七分

下り二便―午前六時四分、午後十二時三十一分

7. 歴代局長名

任命年月日	氏　名
明治12年3月5日	小川孫八郎
明治14年10月19日	小川子之吉
明治19年5月26日	小川孫八郎
明治20年2月21日	小川　寿八
明治25年3月3日	雪下　虎吉
大正4年8月12日	佐藤銀五郎
大正13年1月29日	佐藤　栄一
昭和37年7月2日	長谷川金助
昭和41年6月27日	天野　俊喜
昭和43年6月27日	長谷川源佐
昭和46年9月1日	木村　正義（現任中）

8. 通送線路

年月日	線路名	便種	通送種別	
明治12年4月1日	坂下、柳津間	交換便	人夫送	
同	高田、柳津間	同	同	
同	柳津、大谷間	同	同	
明治13年4月15日	高田、柳津間	廃止		
明治13年4月16日	柳津、大谷間	交換便	人夫送	宮下・砂子原・滝谷三局交換
明治14年8月16日	柳津、砂子原間	同	同	砂子原・滝谷・大成沢・砂子原四局交換
明治16年4月30日	坂下、柳津間	同	同	沿線局立寄廃止
明治16年5月1日	柳津、坂下間	往復便		
明治17年7月16日	柳津、砂子原間	交換便	人夫送	
明治18年7月1日	柳津、坂下間	往復便	同	毎日往復
明治20年4月1日	坂下、柳津間	同	同	差立元坂下に変更
同	宮下、柳津間	同	同	開設
同	軽井沢、柳津間	同	同	同
明治22年12月15日	柳津、軽井沢間	同	同	廃止
明治22年12月16日	柳津、高田間	同	同	柳津より軽井沢経て高田へ
明治23年8月31日	柳津、高田間	同	同	廃止
明治23年9月1日	柳津、軽井沢間	持戻便	同	開設

明治23年9月1日	柳津、坂下間	持戻便	人夫送	開設	
明治31年10月15日	柳津、軽井沢間	同	同	廃止	
明治31年10月16日	坂下、柳津間	交換便	同	三方交換開設	
同	宮下、柳津間	同	同	同	
同	軽井沢、柳津間	同	同	廃止	
明治32年5月15日	坂下、宮下、軽井沢間	同	同	同	
同	坂下、柳津間	同	同	開設	
明治32年7月15日	柳津、坂下間	持戻便	同	同	
明治32年11月15日	坂下、柳津宮下、柳津間	交換便	同	廃止	
明治35年7月1日	坂下、柳津間四等郵便線	同	同	従前の各便を廃し開設	
同	宮下、柳津間	同	同	同	
明治39年12月6日	柳津、坂下間四等線路	同	同	差立元局里程変更	
同	柳津、宮下間	同	同	同	
同	坂下、柳津間	同	同	同	
明治40年3月25日	柳津、坂下間	同	人車送	種別変更	
同	柳津、宮下間	往復便	一号人夫二号人車	同	
明治41年4月11日	柳津、坂下間	同	一号人車二号人夫	増回す	
同	柳津、宮下間	同	人夫送	種別変更	
明治41年5月1日	柳津、坂下間	同	人車送	二便とも人車便変更	
明治43年3月16日	柳津、宮下間	同	人夫送	一便減	
同	柳津、宮下間小包線路	同	同	開設	
明治43年11月1日	柳津、宮下間	同	同	里程変更	
大正2年7月31日	同	同	同	廃止	
大正2年8月1日	柳津、坂下間四等路線	同	同	種別変更	

大正5年8月1日	柳津、坂下間四等路線	往復便	人夫送	局舎移転につき時間里程変更	
大正7年9月11日	柳津、宮下、交換所間	同	同	鉄道便開始に付廃止	
昭和3年11月20日	柳津、坂下間	同	二人挽人車送	開設	
同	会津、柳津間受渡路線	片便	同	同	
同	柳津、西方間四等線路	往復便	人夫送	同	
同	柳津、宮下間四等小包線	同	馬車送	同	
同	柳津、宮下間通常小包	同	人夫、馬櫃送	同	
昭和4年9月15日	柳津、西方間四等線路	同	人夫送	発着時刻異動	
同	柳津、宮下間四等小包線路	同	馬車送	発着時刻異動（二人扶人夫）	
同	会津、柳津間通常受渡線路	片便	二人挽人夫送	発着時刻異動	
昭和5年9月26日	柳津、西方間四等線路	往復便	人夫送	同	
同	柳津、宮下間四等小包線路	同	馬車送	発着時刻異動（人夫・馬櫃送）	
昭和7年8月1日	柳津、宮下間	同	自動車送	発着時刻異動	
同	柳津、砂子原間	同	人夫送	同	
昭和12年4月1日	中ノ川、柳津間通常三等線路	同	同	開設（十二月～四月）	
昭和13年6月16日	柳津、中ノ川間	片便	自動車送	開設（五月～十一月）	
昭和13年7月1日	柳津、横田間	同	同	廃止	
昭和13年10月30日	同	同	同	開設（五月～十一月）	
昭和13年11月1日	柳津、山口間三等線路	同	自動車送	開設（十二月～四月）	
昭和16年2月11日	柳津、西山間三等線路	同	人夫送	宮下間鉄道開通で廃止	
昭和16年10月28日	同	片道交換便			
同	同				

郵便区

年月日	市内	市外
明治12年4月1日	柳津村大字柳津一円	
明治21年4月28日		柳津村市内を除き一円、倉戸村一円、坂本村一円、飯谷村一円（除一藤）
明治36年4月1日		出倉
昭和9月12月21日		飯谷村藤
昭和15年3月1日		八幡村坂本一円
昭和15年10月16日		大字飯谷字芝倉（月五回）
同　同		大字柳津字古屋敷（月五回）
同　同		大字柳津字上中島（月五回）
		大字飯谷字芝倉（月五回）

二、西山郵便局

1. 沿革の大要

。明治七年十二月二十一日、砂子原郵便局開局す。
。昭和十二年三月一日、中ノ川郵便局と改称す。
。昭和十五年五月十六日、会津西山郵便局と改称す。

2. 取扱業務

。開局と同時に一般郵便事務を行う。
。明治十三年三月二十四日、通常郵便物を取扱う。
。明治三十二年一月一日、貯金業務を開始す。
。明治三十三年七月一日、小包郵便物取扱を開始す。
。明治三十三年十月一日、為替業務を開始す。
。明治四十三年四月一日、年金恩給事務を開始す。
。大正三年四月一日、府県税事務を開始す。
。大正四年四月一日、国庫金事務を開始す。
。大正五年十月一日、簡易保険事務を開始す。
。大正十二年十二月二十一日、電信事務を開始す。
。大正十五年十月一日、郵便年金事務を開始す。
。昭和四年九月十一日、電話交換事務を開始す。
。昭和十一年一月二十六日、外国為替事務を開始す。

会津西山郵便局取扱業務状況表

① 通常郵便物取扱状況

年度	内訳 引受配達別	通常郵便物 第1種	第2種	第3種	第4種	計
昭和48年度	引受	61,685	37,230		250	99,165
昭和49年度	引受	59,495	39,420		300	99,215
昭和48年度	配達	49,095	17,500	45,000	460	112,055
昭和49年度	配達	56,660	19,000	45,000	520	121,185

※ 配達については合計だけの調整で種別はしておりませんので、1日分の種別通数で按分しました。

② 郵便貯金受払状況

年度	内訳 種目	預入 口座	口数	金額	払もどし 口座	口数	金額	備考
昭和49年度	通常		2,605	69,873,861		1,273	62,843,029	口座受持局は地方郵便局になっておりますので口座数はつかめません（原簿がないため）。
	積立		522	1,357,400		17	661,735	
	定額		1,084	84,021,371		659	43,916,800	
	割定		100	4,500,000				
	計		4,311	159,752,632		6,949	107,421,564	

3. 歴代局長名

明治７年12月21日～明治17年10月30日	箕田　州平
明治17年11月１日～明治29年12月３日	金子　豊造
明治29年12月４日～明治32年10月９日	箕田　州平
明治32年10月10日～明治37年４月27日	馬場　庄作
明治37年４月28日～昭和16年８月18日	金子　金蔵
昭和16年８月19日～昭和49年３月31日	金子　東逸
昭和49年５月３日～	榊原　善輔

(三) 電報電話局

一、柳津電報電話局（大字柳津）

1. 所在地　河沼郡柳津町大字柳津字中在家甲一一九八―一
2. 開　局　昭和四十四年十二月五日
3. 建面積　一、一一九・四二平方メートル
4. 町の電報始期　明治四十一年十二月二十六日
5. 職員数　十一名（内男四名、女七名）
6. 電話始期　大正四年九月十六日（局取扱）
   一般電話架設　昭和三年三月十一日
7. 現在加入数　一般四五五台　計九一二台
   地集四五七台
8. 歴代局長

昭和41年12月26日～昭和47年２月１日	佐藤　新作
昭和47年２月　～昭和49年１月	池田　利長

③ 保険契約件数

種別＼年次別内訳	昭和45年度	昭和49年度	備考
契約件数	685	852	
保険金額	144,845,000	365,002,000	
１件当保険金	211,000	428,000	
保険料１日に対する保険金	185	190	
保険料	783,000	1,921,000	
復活件数	0	0	
消滅件数	8	4	

④ 会津西山局職員
内勤（８人（男７人、女１人）　外勤　７人

⑤ 管内ポスト数　10（市内２、市外８）

⑥ 切手数売さばき所　８

⑦ 配達区域の最遠距離　12㎞（高森地区）

⑧ 郵便差立便　　上１号便　14時25分
　　下２号便　13時04分

⑨ ラジオ・テレビ契約数

調査時	ラジオ	テレビ	再掲		備考
			カラー	白黒	
50年４月		448	327	121	ラジオについては調査不明です。

第八節　出先機関

昭和49年２月　～　高橋寿太郎

(一) 福島地方法務局若松支局柳津出張所

出張所は主として登記事務を行っている。登記事務は有形の財産

や権利を取扱う重要なものであるため、他の権力が及ばぬように、戸籍事務とともに、一般行政事務から分離して、法務省所管の一管掌とした。このことは実に適正な処置であったといわれている。東北地方は仙台に仙台管区法務局があり、福島市には福島地方法務局そして会津若松市には同若松支局を置き、その管轄内に同柳津出張所を置き、所轄地区の事務を処理している。

一、沿革の大要

1. 明治二十九年十月一日、河沼郡柳津町大字柳津字門前町八九一番地に設置する。
2. 明治三十年九月一日、同所八八九番地に移転する。
3. 明治三十七年四月一日、同所字諏訪町甲七八番地に移転する。
4. 大正十四年五月三十一日、同所字諏訪町甲五九番地に移転する。
5. 昭和八年八月二十八日、同所字中在家甲一二〇九番地に移転する。
6. 昭和四十三年十二月二十日、現庁舎に移転する。

（現庁舎　昭和四十三年八月一日工事着手
昭和四十三年十二月七日竣工
昭和四十三年十二月二十日移転事務開始）

二、登記事務取扱状況

1. 三十年度　一、九一二件
2. 昭和三十五年度　一、三一〇件
3. 昭和四十年度　一、七七七件
4. 昭和四十五年度　二、五二八件
5. 昭和四十八年度　三、九八〇件

三、保管台帳の総筆数

1. 昭和四十八年度末日現在　一四三、四六〇筆

（内土地－一四〇、一九四筆・建物－三、二六六筆）

2. 昭和五十年度会社登録口数－六十四社

（内株式会社－十六社・有限会社－三十三社・合名会社二社・合資会社－十三社）

四、歴代所長名

明治29年9月30日～明治31年7月22日	相馬五早三
明治31年7月22日～明治32年12月4日	笹本　玉城
明治32年12月4日～明治33年10月22日	三堀　千尋
明治33年10月22日～明治36年7月23日	樋口熊太郎
明治36年7月17日～　不　明	阿部　利定
明治36年9月2日～大正12年3月21日	佐瀬　雅蔵
大正12年3月4日～昭和4年8月6日	白井　宗作
昭和4年9月11日～昭和9年8月12日	斎藤　兵三
昭和9年8月12日～昭和13年4月10日	島　享三
昭和13年4月10日～昭和18年4月1日	小桧山辰巳
昭和18年4月1日～昭和19年3月15日	原　三郎

昭和19年3月30日～昭和19年6月27日	小幡	実
昭和19年6月27日～昭和23年4月16日	原	三郎
昭和23年4月24日～昭和29年7月21日	後藤	公一
昭和29年7月21日～昭和34年12月11日	大隅	義盛
昭和34年12月11日～昭和40年4月1日	斎藤	憲平
昭和40年4月1日～昭和45年4月1日	岩井	鶴蔵
昭和45年4月1日～昭和48年3月26日	大竹	福治
昭和48年3月26日～	神尾	清治

第九節　その他

(一)　西山厚生会

財産に関する議定書（写）

一、柳津町と西山村とが合併するに当り、西山村の財産を新町に引引継ぐことになるが、旧西山村有財産につきその立毛に対しては、天然林の場合は収益の五割、人工林の場合はその分収取得金の三割の歩合にて、旧西山村に交付する。

一、天然林についてはよく監視すること、その交付金は公共的に使用することを原則とする。

一、本議定書は、関係地区と協議承諾の上にあらざれば変更することが出来ない。

昭和三十年四月一日

柳津町長　風間　恵

西山村長　飯塚　政倍

西山地区厚生会規約

第一条　本会は柳津町西山地区厚生会と称し、事務所を西山支所内に置く。

第二条　本会は西山地区の教育・文化・交通・通信・産業振興其の他公共事業を助長し、以て地区民の福利増進を図るを目的とする。

第三条　本会は前途の目的を達成するために、左の事業を行う。

一、西山地区の福利厚生に関する事業

二、教育施設の充実

三、文化の向上と交通通信の施設

四、産業経済の振興に関する事業

五、其の他本会の目的を達成に必要なる事項

第四条　本会は柳津町西山地区の十三部落及び西山支所代表者を以て組織する。

第五条　本会に左の役員を置く。

会長一名、副会長一名、理事十四名、監事三名

会長・副会長は理事の互選による。理事及び監事は総会に於て選出し、任期は三年とする。但し再任は妨げない。評議員は各部落の推薦とし、任期は二年とする。但

し再任を妨げない。

第六条　会長は会を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は之を代理する。理事は本会の重要事項を審議し、会の運営を執行に当る。幹事は本会の運営と経理の監査する。評議員は会長の提出する重要事項について評議決定し、必要により献策する。

第七条　本会の会議をわけて総会・役員会及び評議員会の三種とし、総会は毎年一回四月に開き、役員会及び評議員会は会長必要あると認めたるとき随時之を開き、会議の議長は会長之に当る。

第八条　総会は会員数の過半数を以て成立する。但し随時総会の必要ある時は、役員評議員会に於て之に代ることが出来る。

第九条　総会に於ては左の事項を付議する。

一、会務及び事業報告
二、予算の審議及び決算承認
三、役員の改選
四、その他本会の目的達成に必要な事項

第十条　役員会に於ては左の事項を審議する。

一、総会に提出すべき事項
二、地区内の自然林・官行造林・県行造林、その他の造林処分にあたり、関係機関団体との分収処理（分収率は別紙表に示す）
三、その他本会運営上の重要なる事項

第十一条　評議員会に於ては左の事項を評議献案する。

一、前条の必要なる事項
二、本会を主体とする地区発展上必要なる事項

第十二条　本会に幹事若干名を置き、庶務及び会計に当らしむ。但し会計幹事は役員会の承認を得て会長之を委嘱する。

第十三条　本会に諮問機関として顧問若干名を置く事を得、総会に於て委嘱する。

第十四条　本会の経費は分収金及び寄附金をもって之にあてる。

第十五条　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第十六条　本会との特殊な公約に関しては別に覚書きを設定して之を処理する。

附　則

本会規約は、総会でなければ改正することが出来ない。

本会は昭和三十年四月一日より施行する。

西山地区厚生会役員名簿（発足当時）

顧問　伊藤　一左　　天野　善一　　小林重太郎
会長　飯塚　政佶　　副会長　佐藤　栄喜
理事　飯塚　政佶　　佐藤　栄喜　　渡部　庸一　　伊藤　操

二瓶　清美　杉原　義夫　鈴木　一美
鈴木　武夫　斎藤　一　飯塚　清美
天野　敬之　小島　賢治　菊地　庄一
監　事　山内　孝市　鈴木　賢蔵　金子　幸七
事務局（幹事）鈴木　武夫　鹿野　正雄　広木　喜平
会計幹事　佐藤　威桜

(二) 区長会

終戦前は区長制があり、各集落単位に一人をおいた。戦争に入ると、戦争完遂のために行政のすべてが国家総動員の体制に入り、町行政の雑多な事務をよく区長は区民と協力して実績を挙げた。終戦後は区長という職名を用いず、しばらく連絡員として任命し、町の行政に協力してきたが、昭和三十四～五年頃になると、区長という職名に再びもどることが妥当性があるとの意見が出てきた。

そうした考えが各地におこり、中には区長を依頼するところも出来てきた。そこでわが町でも区長を任命し、町の行政に協力して町の発展の向上と、地域住民の声を町行政に反映させる上にも重要であるとの町の志向が強くなり、昭和三十五年五月七日規則第一号による区長制が発足した。

この規則は第一条から第十条までと附則からなっており、この規則によって、最初四十八名の区長を正式に任命した。

その後昭和四十五年ころ、各区長の意志によって、自主的に「区長連絡協議会」が結成され、区長の親睦も深くなり、町政に要望するときもその力を発揮することができるようになったことは、町発展のため喜ばしいことである。

現在は行政区四十五区に四十五名の区長を任命し、上意下達―下意上達の運営がスムーズに行われている。近代の区長事務は実にバラエティーの内容を持ち、容易な事務でないようにも考えられる。

第二節　災害史

(一) 災害

「災害は忘れたころにやってくる」という諺がある。人命を失い精魂をこめた農作物、そしてその土地が損害をうけたことを災害という。災害はそればかりではない。被害者とその縁者、それを取りかこむ周辺の人たちの無形の精神的にいろいろな影響を与えてきた。

わが町の集落には、狭い谷間で急傾斜な山にはさまれ、その各々の谷には只見川をはじめ、その支流が流れている。この立地は大降雨となると、たちまち洪水となり山崩れをおこす危険が含まれている。また一旦災害がおきると、その復興には必ず地域共同生命体として強い絆で相互に援助しあい、共存共栄の連帯感を育ててきたし、防災についてもあらゆる計画を樹ててきた。

祖先以来伝来の愛着の土地、そこに立毛した草木、それこそは祖孫一体の護持のかけがいのない宝なのである。

わが町も大同の頃から記録された災害を記してみた。洪水害・火

災そして天災等は左のように記録されてある。一王町の南東に祭られてある愛宕地蔵の御神体のお顔が、護符として削りとられ、原型がみえなくなっているのもそちこちに雪崩地蔵をまつられているのも火災や雪崩のおそろしさにお救いを求めた証であろう。その中で天文年間の白ヒゲ洪水、大正・昭和の大洪水と山崩・雪崩の悲惨事は忘れることのできないものである。

この表は『福島県の災害暦』『会津災異年表』『会津災害凶荒年表』『会津災害史』『六十余年誌』などの資料を参考としたものであるがわが町にも被害のあったものと思われるものを挙げておいた。

(二)　災害のあと

年号月日	西暦	内容
大同元年2月15日	八〇六	磐梯山（病悩山）大噴火、猪苗代湖大きくなる。
嘉応2年1月13日	一一七〇	会津強震
文永10年4月5日	一二七三	会津強震
正和3年9月19日	一三一四	会津大風雨で農作樹木被害うける。
元中3年12月19日	一三八六	会津強震
応永26年8月28日	一四一九	会津大洪水、湯川の流れお城の北より南に移る。
応永31年2月11日	一四二四	鶴沼川本郷より佐野村へ流れる。
応永34年10月3日	一四二七	会津大洪水、死者多し。
永享5年11月16日	一四三三	会津大洪水、死者あり。
永享8年8月31日	一四三六	会津強震
享徳3年12月21日	一四五四	会津強震、三日間で十六回ある。
文明11年9月27日	一四七九	夜半会津強震
延徳元年5月29日	一四八九	会津大地震、余震十日続く。
明応3年2月21日	一四九四	会津強震
明応7年9月20日	一四九八	会津強震
文亀元年9月30日	一五〇一	会津大降霜、農作物被害大なり。
文亀2年1月28日	一五〇二	会津大洪水
永正13年3月28日	一五一六	柳津大火
永正15年5月27日	一五一八	大降雹降四尺となる。このとき大雨降る。水田六〇〇町歩浸水。
永正15年10月9日	一五一八	会津大降雪、農作被害多し。
天文3年	一五三四	大旱、一八一日降雨なく農作物不作。
天文5年6月28日	一五三六	白ひげ大洪水、田畑一、四八〇町歩浸水。
弘治元年9月14日	一五五五	会津強震、湯ノ岳崩れ、湯八木沢・滝谷上村全潰す。
永禄8年3月10日	一五六五	会津強震
元亀元年	一五七〇	虚空蔵堂及び円蔵寺焼失。
天正2年12月10日	一五七四	柳津大火
天正7年2月14日	一五七九	柳津大火、虚空蔵堂及び民家焼失。
文禄3年6月17日	一五九四	大洪水、舞台と大石流さる。
慶長16年9月27日	一六一一	会津大地震、堂塔寺・神社多く倒る。
慶長17年11月13日	一六一二	柳津大地震、円蔵寺山崩れで僧坊倒れ真言宗僧二人死亡、臨済宗僧死亡免がる。
寛永8年10月14日	一六三一	大洪水「二郎水」という。白ひげ洪水より水位三尺二寸高し。
慶安2年11月13日	一六四九	会津鐘楼及び鐘流さる。
寛文11年9月29日	一六七一	柳津大火、八十戸焼失。
延宝2年1月13日	一六七四	会津大洪水
延宝6年5月24日	一六七八	会津豪雪被害
元禄12年9月8日	一六九九	柳津大火、八十八戸焼失。 会津大暴風雨、倒家一、〇四六戸、半壊九〇〇棟、山倒木五万本、役漆木倒本四万五千本、水田三割、畑四割浸水す。

元禄12年8月24日	一六九九	柳津村沢町大火
宝永7年	一七一〇	琵琶首大火
享保8年9月14日	一七二三	大洪水、人馬の死多し。
享保17年4月22日	一七三二	柳津大火
元文元年6月	一七三六	石坂山崩れ、ここの部落今の地に移る。
宝暦9年8月27日	一七五九	大雨洪水
安永8年11月13日	一七七九	会津降灰、五日間続く。
天明3年～6年	一七八三～五	大飢饉、死者多し。
寛政12年	一八〇〇	琵琶首大火
文化10年6月9日	一八一三	会津大暴風雨
文政3年7月14日	一八二〇	只見川大洪水
文政7年10月6日	一八二四	会津大暴風雨
明治2年8月20日	一七六九	大雨にて只見川洪水
明治8年7月3日	一八七五	四十年ぶりの大洪水
明治10年4月16日	一八七七	大降雹のため農作大被害。郷戸原に七～八寸位のもの降る。
明治11年5月15日	一八七八	雷鳴と共に降雹。猪ノ鼻～塩野周辺被害甚し。
明治13年8月5日	一八八〇	大雨大洪水。特に銀山川沿、只見川沿被害甚大。黒滝の山崩。被害田畑について三ケ年・七ケ年・十ケ年の免租となる。
明治14年9月21日	一八八一	柳津諏訪町大火、三軒残し二十五棟十七戸焼失。被害者、武田丑太郎・武田倉次小林久平・栗城藤八・月本墨仙・若松庄三郎・渡部利七・永井喜内・佐藤清作・白川忠三・永井茂吉・佐藤銀三郎新井田文四郎・蜂谷重吉・鍛冶長政
明治21年10月4日	一八八八	暴風雨、田畑被害甚大。
明治23年8月	一八九〇	大洪水、船橋流失。
明治24年4月5日	一八九一	安久津火災。三十三棟焼失。被害者、
		岩佐留四郎・戸倉慶次郎・戸倉保吉・
		岩佐仙次郎・伊藤駒三郎・伊藤弥伊吉
		岩佐久太郎・佐藤彦太郎・伊藤佐吉・
		伊藤伊平・佐藤安四郎・増井源次郎
明治24年6月17日	一八九一	只見川大洪水のため、諸橋流失。
明治28年5月19日	一八九五	岩坂大火二十戸焼失（一戸残る）。被害者、小池新吉・金坂八四郎・佐藤善内
		其他
明治29年6月10日	一八九六	只見川大洪水のため、田畑その他被害甚大。安久津村下川原の銀山用材全部流失。
明治30年6月14日	一八九七	只見川・銀山川大洪水、船場竹田茂三郎床上五尺浸水、亀石上五尺水位、竜蔵庵石川原となる。
明治31年	一八九八	只見川大洪水
明治33年2月27日	一九〇〇	砂子原火災、五戸焼失。（日付は旧暦）
明治35年8月8日	一九〇二	寺家町火災、被害甚大。寺家町四十六戸焼失、門前二戸を残し類焼。杉本坊火災。
明治35年8月14日	一九〇二	只見川大洪水、一千人の犠牲者出る。諸橋流失し、この年不作のため五ケ年間の勤倹規約をつくり、全村一致再建に努む。
明治36年	一九〇三	大雪凶作。日露役のため馬の徴発あり坂下町へ馬連れ出すに、雪中大苦心する。大野新田村稲刈らず。
明治38年		砂子原大火、十三戸焼失。
明治38年6月3日	一九〇五	只見川大洪水となり、被害甚大。
明治39年6月1日	一九〇六	砂子原大火、六戸十三棟焼失。（旧暦）
明治39年10月	一九〇六	大飢饉、氷を割って稲刈りする。
明治41年12月17日	一九〇八	湯八木沢火災、二戸焼失。

明治42年 4月14日	一九〇九	一王町火災、二十一戸全焼(五戸残る)。
		被害者、二瓶美之助・菅沼孫四郎・内田惣吉・内藤浅次・佐藤新七・小川蔵三・岩佐龍之助・岩佐八四郎・佐藤常三・林善助・渡部重太郎・石川彦八・山名半七・永井佐四郎・岩佐藤内・蜂谷藤作・佐藤忠亮・斎藤吉平・佐藤銀五郎・石川半次郎・蜂谷新吉・長谷川キヨ・元海老屋
明治44年 4月24日	一九一一	砂子原火災七戸、久保田火災一戸焼失。
明治44年旧7月14日	一九一一	砂子原大火、五十五棟焼失。学校・役場・郵便局類焼、数戸を残し全焼。
		只見川大洪水、亀石二つに割れる。
		この年晩霜あり、桑葉九割被害甚大。
明治45年 9月23日	一九一二	大暴風、家屋・立木の被害甚大。
大正2年 9月27日	一九一三	中ノ川・東川大洪水、橋梁・水田流失埋没す。
大正2年 8月25日	一九一三	只見川・銀山川大洪水、白ひげ洪水以来の洪水。諸橋・田畑冠水・道路欠壊大被害。
大正3年旧9月25日	一九一四	野老沢火災、三戸焼失。被害者、斎藤新平・桶屋八郎・斎藤吉四郎
大正5年旧8月25日	一九一六	小巻火災、三戸焼失。被害者、新井田六郎・新井田三郎次
大正6年6月2日	一九一七	岩坂大火。被害者、長谷川甚作・伊藤友八
大正7年		降雨多く低温湿、加うるに降雪早かったため、琵琶首大火七戸焼失す。
		大雪となり農作物不作で生活に困る。
大正7年1月5日		砂子原村金子卯吉娘二人、滝谷村南雪崩で圧死す。
大正9年9月21日	一九二〇	台風のため柿の実全滅となる。
大正11年4月23日	一九二一	一王町大火、四戸を残し焼失。被害者
		蜂谷初吉・石井正次郎・石川卯吉・佐藤銀五郎・佐久間悦蔵・斎藤徳平・岩佐虎三郎・永井佐太郎・山名半七・佐藤忠亮・蜂谷藤作・石川彦八・鈴木四郎・岩佐八四郎・佐藤新七・岩佐久作目黒留吉・菅沼熊四郎・渡部重太郎・田崎千代吉・小川藤蔵・内藤浅次・山名睦・芳賀駒三・船木チヨ・五十嵐キノ・白井駒三郎・その他、熊野神社及び老杉立木損害甚大。
大正12年9月1日	一九二三	関東大震災(午前十一時五十五分)。
大正15年7月28日	一九二六	避難親族帰郷者多し。
昭和3年8月12日	一九二八	只見川氾濫、田畑被害甚大。
		細越火災。被害者、小林正宗・芳賀与太郎・小林菊五郎・小林庄太郎・渡部長介
昭和6年1月10日	一九三一	会津豪雪大暴風(会津一円電柱百本倒る)。
昭和6年7月9日	一九三一	只見川大洪水、田畑被害甚大。
昭和7年5月19日	一九三二	石坂火災、被害者、田崎忠太郎とも十八棟焼失。
昭和9年3月23日	一九三四	麻生の山雪崩れ(幅四十間、雪二丈余)。
		新井田彦三郎家全潰、家族七人圧死す。
		正次(四十五歳)妻千代(三十六歳)
		鶴代(十八歳)かめよ(十八歳)彦四郎(四十六歳)同居人照美(六歳)彦三郎母サク(五十六歳)
		鈴木新三郎家潰(母サキ八十歳)
		被害、民家四戸・土蔵二棟半潰・飯谷

昭和9年7月10日	一九三四	分校潰さる。死者八名、負傷者二名。
昭和9年9月21日	一九三四	只見川大洪水。死者八名、負傷者二名
昭和10年	一九三五	台風立木に被害、及び郷戸分校の屋根飛ぶ。
昭和11年2月2日	一九三六	高森大火（分校以外全村焼失）芋小屋二戸焼失。
昭和11年10月より	一九三六	野老沢火災、二棟全焼。被害者、長谷川平助
昭和12年2月21日	一九三七	明治十六年以来五十四年ぶりの大豪雪柳津小校舎の梁折れ七日間休校となる。
昭和17年5月22日	一九四二	麻生山崩（二回）被害者、一ノ瀬碧宅全潰、家族四人圧死、負傷者一名。
昭和21年2月22日	一九四六	大霜害、桑葉五割枯れる。
昭和23年5月28日	一九四八	柳津小学校全焼、分散授業となる。
昭和23年4月12日	一九四八	大降雹、会津の田畑二百町歩被害うく。石坂火災、この年大峯一戸焼失。石坂分校全焼、民家十三戸焼失。
昭和26年5月5日	一九五一	椿大火、五戸焼失。
昭和27年5月9日	一九五二	会津大霜害、桑葉・馬鈴薯・果樹大被害。
昭和30年4月26日	一九五五	柳津融雪洪水、被害僅少。
昭和30年12月28日	一九五五	降雪甚しく電話不通となる。
昭和31年7月16日	一九五六	未曽有の柳津洪水、被害甚大（別記）。
昭和31年10月9日	一九五六	会農校西山分校全焼（小林博教諭　殉職）。
昭和33年9月18日	一九五八	台風二十一号より水害。只見川・銀山川氾濫により、春江荘屋根のみ残して濁流に没し、屋根一部流失。魚淵食堂（新井田忠二）流失。みなとや・タンス屋・鈴木自転車店・佐藤時計屋・トキワ屋・金本・東条商店・鈴木屋旅館春日源一・目黒留吉・塩田保恵等の家屋各床上浸水、二階冠水・中ノ橋冠水大清水埋没
昭和33年9月26日	一九五八	台風二十二号水害（二十一号より被害僅少）。
昭和39年6月16日	一九六四	新潟大地震、被害僅少。
昭和44年8月12日	一九六九	只見川大洪水（別記）。

(三)　昭和三十一年水害記録

昭和三十一年七月十三日午後から激しい降雨となり、連日止まなかった。

七月十六日夜半、突如として会津地方を襲った水害は、またたく間に二十二の尊い生命を奪い、数百町歩の美田を泥と礫と化し、千数百戸に及ぶ平和な家々をあるいは倒し、あるいは濁水のはんらんにおとし入れ、数十億円に上る尨大な被害を与えるに至った（個人被害を合わせて）。

このため延員数千名にわたる消防団員や町村民が出動し、日赤災害救護班をはじめ、自衛隊の発動まで見るに至り、災害の救助に治安の確保に、あるいは防疫対策や民生福祉の安定等に各関係機関の涙ぐましい不眠不休の活動が開始された。

一、原　因

1.　気象現象としての雨

六月下旬より低温多雨模様の天気が続き、七月上旬頃まで比較的多量の降水が見られた。七月十三日には気圧配置が梅雨型から夏型に移るかに見えたが、十四日に至り、オホーツク海高

気圧が次第に優勢となり、一方、小笠原高気圧も依然として勢力が衰えず、この間に横たわる梅雨前線は、朝鮮南部から日本海南部及び本県附近を通って、東方海上に至る位置に長く停滞して、前線活動の活発化と、前線上を次々に小気圧が東進しくる毎に、多量の降雨をもたらし、特に十六日の夜には雷雨を伴った記録的な豪雨の発生を見るに至った。

今回の水害は強い局地性を伴った集中的豪雨の影響が特徴であり、その様相は柳津町山岳地帯を頂点として、五〇〇ミリメートル以上の連続降水量を示し、以下周辺にむかって、不整形等量線を描いて拡散下降し、この降水量はほとんど七月十四日より、十六日に至る三日間に通じて連続したものであり、前に掲げた資料の示すところによれば、昭和三十一年四月から十一月に至る主要降雨期における全降水量の約二十二パーセントに達し、昭和三十年同期に比すれば、三十六パーセントに相当する。かかる尨大な連続降水量は、観測開始以来の記録的なものとされた。

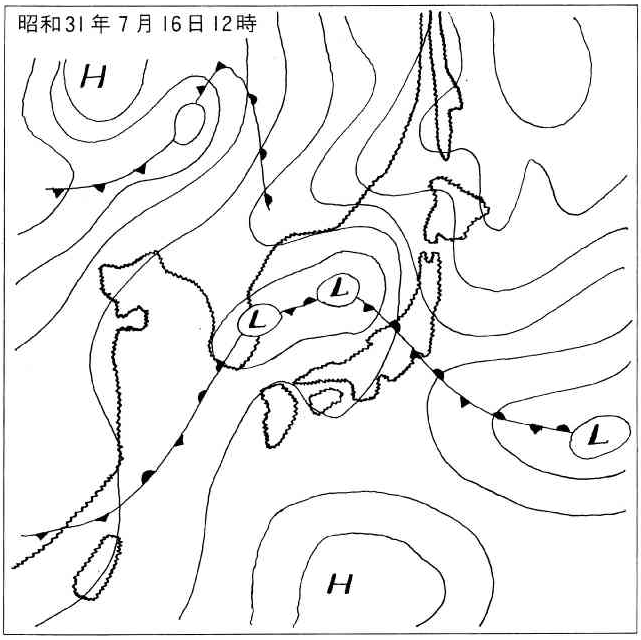

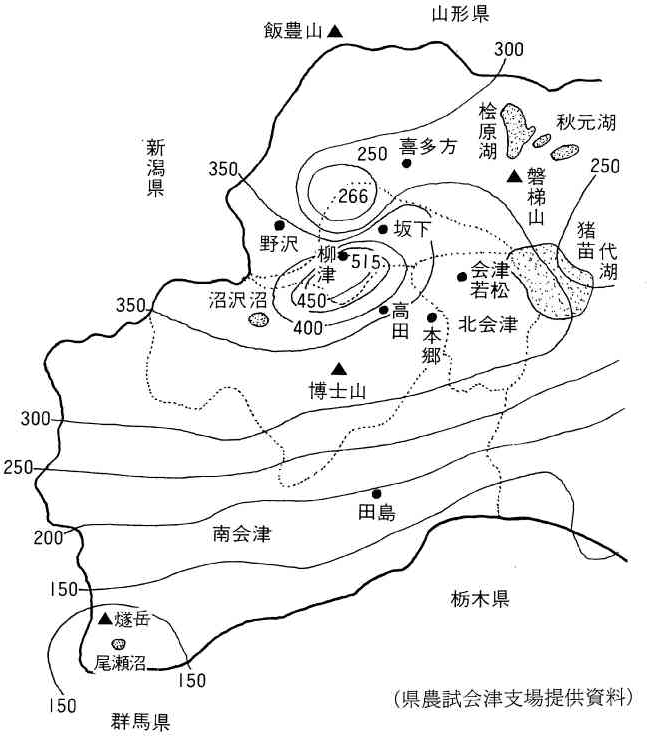

会津地方昭和31年7月14日～20日総降水量分布図（単位：mm）

2. 地形的条件

只見川の本流よりも支流の氾濫崩壊が多く、至るところに土砂崩れがあった。それは支流の諸河川は谷の傾斜が急で川の沿岸が狭く急流で、堆積した土は多量の降雨と共に支えきれず、加うるに土砂が堆積しているため、樹木と共に地辷りの崩壊の現象を呈した。

崩壊した土砂は下方に堆積し、自然に堤防の役目をなし、V字谷は自然の溜池と化し、一定量の水量になると遂に耐えきれず、堤防決壊と同一現象を呈した。

3. 鉄道工事から来る条件

小さなV字型谷を埋めて線路を敷設した関係上、排水しきれず滞水して自然の溜池が形成され、埋立の堤防が崩れて下流の谷間の人家・耕地に被害を与えた。

4. 森林の荒廃

直接の原因ではないが、今後の施策として防水築構計画と共に、植林事業の強化も考えねばならぬ今後の問題である。

二、特異性

1. 今回の洪水が夜半急に襲来したため、人心の不安・動揺が大きく、人命に被害を及ぼした。

2. 耕地そのものの決壊流失により、おびただしい砂礫に埋没あるいは岩肌が現われて、復旧に困難を来した。

3. 農作物の発育最盛期で、跡作転換等時期的に望み得なかった。

4. 家屋倒壊流失、あるいは浸水多く資材・商品・家具類の被害が多い。

5. 鉄道の被害があり、交通運輸上に支障を来し、また橋梁等の流失により、物資の輸送あるいは交通も途絶した。

鉄道の全線開通には、約二十日間を要した。

三、被害状況

1. 人的及び家屋の被害

人的被害			全流失			全倒壊		
死亡	行方不明	重傷軽傷	戸数	世帯	人員	戸数	世帯	人員
四	二	五七	一九	二一	一〇八	三七	四二	二〇九

半流失倒壊			床上浸水			床下浸水		
戸数	世帯	人員	戸数	世帯	人員	戸数	世帯	人員
二八	三〇	一八八	一七三	一七五	一、〇七三	二七八	二八二	一、九一一

合計			
	戸数	五三五	
	世帯数	五五〇	
	人員	三、五一九	

2. 耕地関係被害

／	総面積(反)	埋没	冠水	流失	総被害面積	総面積に対する%
水田	三、七一〇	一、〇五八	一、八一〇	五二〇	三、三八八	九一・三
畑	六、五八四	五九七	二、一一六	五九二	三、三五五	六〇・五

3. 土木施設・農業施設関係被害

道路決壊個所	橋梁損壊個所	堤防決壊個所	溜池決壊個所	井堰決壊個所
三八二	一一一	一八	九	二〇

4. 洪水の犠牲者名簿

黒滝　芳賀　英男　十八歳
同　昭　二十三歳
同　和男　十三歳
同　トク　五十二歳
同　シノブ　三十六歳
会津高田町柳津在住　金田　兵一　六十歳

四、水害対策

1. 両沼地方水害対策協議会の発足

同協議会長　笠間　恵（柳津町長）

2. 日赤・自衛隊の活動
3. 七月十七日　災害救助法発令
4. 東北・北陸における昭和三十一年七月の水害対策決議
5. 両沼罹災救助基金配分委員会の発足
6. 会津坂下保健所に防疫対策本部を設置
7. 会津坂下警察署に災害警備本部を設置
8. 被害速報

昭和三十一年七月十二日午後から降りはじめて、十四日から二十日にわたる豪雨による本町は、有史以来未曽有の大被害を被り、其の惨状言語に絶し、実に惨たんたる様相を呈した。

これが対策については、十六日夜半より、「柳津町災害対策本部」を役場内に設置し、急遽協議会を開き対策を審議するとともに、全町の区長並びに消防団・青年団・婦人会・その他各種団体の代表者の集合を求め、対策の基本を定めてそれぞれの部署につき、万全の態勢を整え、その行動に当っては警察署及び県警本部機動隊・土木事務所等関係官庁と緊密な連絡を保持した。一方、両沼福祉・財務事務所には電話をもって連絡し、又指示を受けたが、当町は交通網のしゃ断と一時電話不通となり非常な困難を来し、人心の不安動揺も甚しかった。特に部落間の連絡は全くしゃ断され、故事にならって小石を利用して矢文を作り連絡した程で、その不便は言語に絶した。

かくのごとき状勢下にあって、町長（笠間恵）はじめ、全町民は一丸となって死体の発掘、流失・倒壊家屋の整理、中心地の道路整備、水道の復旧工事を行うとともに、農家からの「炊出し」を行い、かつ一時危険にひんした飯米の輸送についても七月二十五日には見通しがつき、人心は漸く安定を見た。

被害の状況が判明するにつれ、その区域は全町に及び空前の規模となり、特に農地及び公共施設の被害が多く、一時全く途方にくれる状態であったが、幸にも国県の各出先機関の援助により、応急復旧工事に着手することができ、十月には復旧の第

一歩が印された。

その後銀山川沿岸、特に中ノ橋を中心とした両岸の嵩揚工事により、防災の完備を期されて、昭和四十九年度にほぼ完工して、現在みるような近代性の柳津町の中心街が完成した。

今後は、全町民が八億余万円の被害額と取り組み、復旧資金の調達や工事の施工に全力を傾倒している。

このときの災害状況を、佐藤忠彦（小巻出身）が、当時柳津小学校に勤務していたので記録しておいた。それを原文のまま記しておく。

◎昭和三十一年七月水害誌

昭和三十一年七月十六日夜半、突如として会津地方を襲った水害は、またたく間に六人の尊い命を奪い、数百町歩の美田を泥ねいと化しめ、千数百戸に及ぶ平和な家々をあるいは倒し、あるいは濁水氾濫におとし入れ、数十億円にのぼる莫大な被害を与えるに至った。このため延数千名にわたる消防団員や町民が出動し、日赤災害救護班を始め、自衛隊の発動まで見るに至り、災害の救助に治安の確保に、あるいは防疫対策や民生福祉の安定等に各関係機関の涙ぐましい不眠不休の活動の開始されたのである。

この広範な災害は、わが柳津町もその被害をまぬがれるわけにはいかなかった。当時の惨状を福島民報（八月八日付）の記事から拾ってみると次の実情であった。

会津のこのたびの水害は耳新しい。降雨量五一五ミリメートル（七月十四日―二十日柳津小観測所調）というわずか一週間で、平年の六ケ月分の豪雨であった。柳津町の水害は会津坂下町や会津高田町のかげに隠れてあまり知られていないが、いまだに悪夢からさめないといった感じで、予想外の被害と水魔のあくなき猛威におびえている。しかし各方面からさしのべられる愛の手に元気をとりもどし、一日も早く立直ろうと連日対策協議会を開くほか、全倒壊家屋・家財道具・流失物などの整理、仮住宅の新築に血まなこの努力を続けており、円蔵寺をはじめ天然記念物のウグイせい息地魚渕、重要文化財弁天堂などの観光施設のほか、温泉旅館に被害のなかったことも幸だった。被害は予想以上にひどく鉄道の決壊で被害をうけたところでは、国鉄を相手に国家賠償法による損害賠償の訴えをしようとする動きまであるようだ。以下は柳津町の現地ルポである。

◆濁流、繁華街をひとのみ

国鉄柳津駅から東南に約三〇〇メートルの地点にある早坂山菅沼からの水は、会津宮下線（当時終点）の高さ十メートルの築堤の底にある放水路（直径一メートルヒューム管）を材木・ゴミなどで堰止めてしまったため、湖水となり刻々増す水勢で去日十七日午前四時ころ決壊、土砂と濁水は容赦なく同町門前町・寺家町の繁華街をひとのみとし、住家五十四戸、非住家二十六棟を全壊流失、三十一戸を半壊、一六〇戸を水びたしにしたほか、死者一

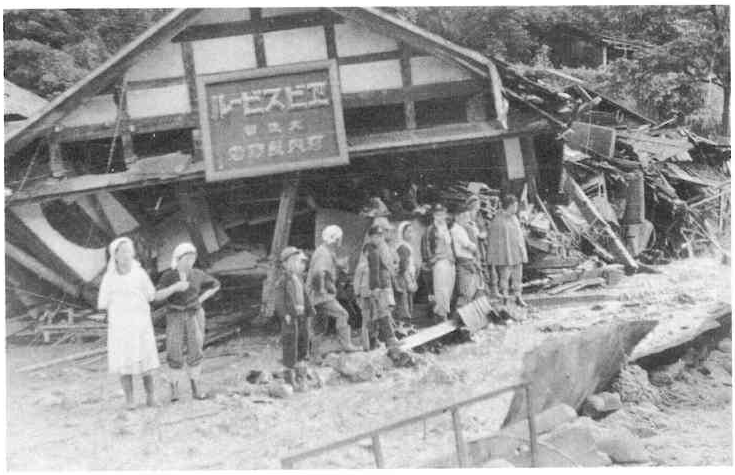

河内屋前の濁流（寺家町）

名を出すという大惨事をひきおこした。町民・消防団の奉仕作業で被害現場の整理はようやくできたが、復旧はなかなか思うように進んでいない。銀山川の氾濫に大さわぎをして気をとられ、夢にも決壊を予想しなかっただけに、家財道具・商品など一切を出す余裕がなく、着のみ着のままで避難するだけで精一杯という有様で、無惨な水魔のツメのあとは目のあてられないほどひどく、全財産が銀山川に押し流される始末だった。

◆川は土砂で全然流れぬ

同町の繁華街を横断する銀山川は山崩れの土砂を流出させたため、大きな被害を残した。上流にあたる猪鼻・黒滝・小柳津集落をはじめ、一王町・諏訪町などの家屋・道路・田畑などを流失し沿岸の水田・畑を土砂で埋没させ、手のほどこしようがない有様で、三階建の家屋はいまだに二階まで土砂に埋まって一階だけ顔を出している。このため流失してきた土砂は膨大なもので、普通水深五メートル、幅十メートルのこの川は土砂と流木・倒壊流失家屋などで埋まり、水も流れていない状況で、少しでも雨が降るものなら、また水害になると町民たちを震えあがらせているが、人力ではいまのところどうにもならず、只見川との合流地点まで子供たちのよき遊び場となっている。それでも宮下土木事務所では人夫を動員して、銀山川の土砂などを只見川に流す作業をしているが、大変な仕事で、大がかりな機械力を動員しないことには復旧はおぼつかないと見られている。

◆草刈場失い家畜手放す

水田に土砂が流入・埋没・冠水・浸水した農民は、最後の願いであるイモチ病を防ぎたいと消毒に懸命だが、早くも一八〇町歩に被害が発生し、稲は赤ちゃけて枯れはじめ、農民たちはすっかり青くなり、全く収穫の希望を失っている。それでも集落民は総出で道路・橋梁をかけかえたり、田畑から大きな石や土砂を取除いたりしているが、汗を流したわりに作業は思うように進まずがっかりして、いつになったらもとのあの田畑になるだろうかと、農民は無情の天のいたずらを嘆いていた。水田の復旧も青稲の上に土砂が三メートル以上も積っているほか、木材・大石などがゴ

ロゴロしているので、自費では資金がないため容易ではなく、今後どうして生活するかと、夢と消えた農作物に嘆息している。

また原野が流した西山地区では、家畜の飼料にする草刈場がなくなったため、早くも家畜を手放す者さえ出てきて、行き先の悲惨は身にしみてきた。

◆被害総額は八億五千万円以上か

町役場がまとめた被害総額は、八億五千万円を超すぼう大な数字である。家屋全壊六十二戸、同流失三十八戸、同半壊四十四戸同浸水六一五戸（土砂浸入一メートル～四メートル、浸水最高五メートル）水田埋没一〇五町八反、同流失五十二町、畑埋没六十町、同流失五十九町二反という被害で、山間地のため耕作面積の少い町にとっては大きな痛手だ。

交通網もズタズタに寸断され、いまだに連絡のできない集落さえあり、町道の決壊五、六〇〇メートル、林道九四五メートル、農道三六、二四〇メートル、橋梁一三五メートル、溜池九ケ所、堤防護岸決壊十八ケ所（四、六四〇メートル）山林原野の被害一八五町歩におよび、復旧までには幾年かかるかわからないというのが実態で、水害対策に采配をふっている笠間恵町長は、消防ハッピを連日着込み、ゲートルばきといった姿で頑張っているが、役場職員をはじめ町会議員・集落各区長の目はくぼみ、ほほはかけてゲッソリしている。このような深刻な悲劇の中でも、水害対策本部では溜池・用水路決壊から水不足となり、稲が枯死寸前になっているので、潅漑用水を樋（トイ）で引く施設を行ったり、集落民の協力で仮住宅の建設・道路・橋梁の応急修理のほか、最終的な施設調査を行っている。

死体発掘に時間を費した同町の復旧は遅れており、調査のため連日来町する代議士・県議をはじめ、各種団体・官公庁係官は無残な跡をながめ「これはひどい、これはひどい」を連発している。同町では、まず約二百万円を水害復旧資金として運用する一方、早くも仮住宅五戸の建設を終わっている。また家屋に被害のあった椿・竜蔵庵・黒滝などでも地区民の協力で、ようやく整理が終わった状態である。

◆国鉄相手の補償問題

菅沢は国鉄路線の築堤で、その決壊からこの大惨事をみた。同町門前町・寺家町の両町内会では、町当局の水害対策本部とは別個に、水害補償委員会を結成し、会長に春日源一氏（町議）を選出し、また両町内会から塩田保恵氏ら九名の委員を選出、去月二十八日、国鉄側仙台鉄道管理局市島施設部長・同大波保線課長・同総務係長などの一行と第一回の交渉を行ったが、すっきりした結論は出なかった。

しかし水害補償委員側としては、

1. 今次水害の原因は直接的には、鉄道の築堤が滞水した水勢で決壊したこと。
2. 決壊点は技術的にも、地形上からも当然鉄橋にすべきものを

工費の関係からか、埋坪式の築堤にしておいたこと。

3. 国鉄側では決壊当夜警戒員を現場に配置しておきながら、町民には危険性を周知せしめなかった。このため家財商品などの搬出が不能であったこと。

4. 決壊地点に対する管理が滞りなくされていたら、このような惨状は十分避けられたこと。

この四項を基本線として確認し責任はあくまで国鉄側にあると断定、国鉄側のいう「天災」としては解決し納得できないと、国鉄側の態度に批判的になっており人為的な災害なので、国鉄を相手どって、国家賠償法による損害賠償の訴訟を起す機運が高まってきている。

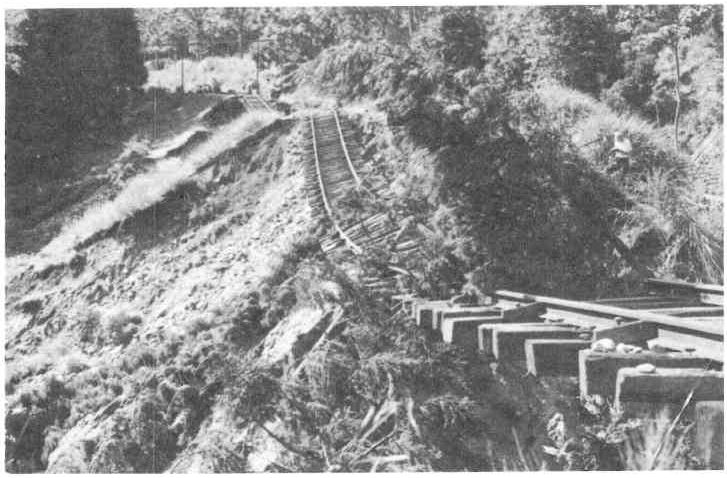

菅沢の国鉄線の決壊現場

㈣　昭和四十四年八月十二日洪水

昭和四十四年八月十二日、わが町は大洪水に襲われた。昭和三十一年の洪水も前記の大被害であったが、この水害はその水害を遥かに大きなものとした。この洪水はダムによる発電用貯水の操作と、只見川上流の金山以奥の集中豪雨によるものと、いろいろな要因が総合した結果なので、当時の資料を基として考察してみる。

一、当日の天気

1. 降水量

柳津町は午前九時まで十八ミリメートル、金山町とその奥地は午前七時から午前九時まで二〇〇ミリメートルの集中豪雨を記録した。

また八月一日から毎日の降雨があり、地面に浸水していたため、土中に浸水する量は過少なため、地上の流水が多くなった。

左の福島気象台の発令は左の通りである。

七月三十一日　大雨洪水注意報
八月　一日　大雨注意報
八月　七日　大雨注意報
　　特に会津地方は洪水警報
八月　九日　大雨注意報
八月　十二日　（午前五時二十分）大雨洪水注意報
　　特に会津地方は洪水警報

こうして降雨は続いた。

これによって、会津は八月一日から八月十日までに、少いところで一一〇ミリメートル、多いところで五六〇ミリメートルと記録された。

二、柳津町観月橋周辺の八月十二日増水状況

午前　五時四十分　降雨はじまる。

午前　六時三十分　洪水警戒体制に発電所は入る。

午前　七時　毎秒二、〇〇〇トンの出水する旨、柳津発電所は役場へ通報する。このとき片門発電所は、満水水位より一・五メートル下げた。

午前　七時三十分　銀山川増水し、滝の湯旅館の洗い場に浸水した。

午前　八時　魚渕食堂浸水（水位普通より二メートル上がる）。片門発電所満水位より三・一一メートル下げさせる。

午前　八時三十分　各発電所第一次非常体制を町へ通報する。

午前　八時五十分　只見川・銀山川は逆流をはじめた。この河川両岸の旅館は床上浸水す。消防団召集する。サイレンを鳴らして、非常事態を町民に知らせる。

午前　十時　町広報車を出動させ、避難命令を出す。このとき春江荘床上浸水する。

午前　十時　五分　柳津発電所はダムを全開する。

午前　十時三十分　月見亭流失す。発電所は第二次非常体制をとる。

午前十一時　春江荘完全水没して、大広間・応接間・車庫等は十メートル上流の水田に押し上げられた。

正　午　増水ピークとなり、平常水位より七・一メートル増水す。このとき観月橋釣橋の手すりも浸

中ノ橋にあふれた水の中を消防団員に背追われて避難する町民
（昭和44年8月13日・朝日新聞）

水し、平常水位より八・五メートルも高くなる。

午後十二時三十分　柳津発電所は満水水位を三十五センチメートル、片門発電所は同じく六十五センチメートルを越した。

午後十二時四十分　減水はじめた旨、柳津発電所より町へ通報する。

午後十二時五十分　柳津減水はじまる。

午後　二時　片門発電所は満水時より一・二九メートル減水す。

このとき、午後十二時三十分に、柳津発電所の流水量は、毎秒六、五八〇トン、片門発電所は六、八〇〇トンであった。

この洪水により、柳津町中ノ橋周辺がこんなに増水して被害をおこしたことについては、片門・柳津両発電所に洪水調節装置がなかったことと、そのためダム操作にも問題があったといわれた。また、ここの立地にも原因の一つがあった。即ち春江荘前の只見川幅は二一九メートルもあるのに、観月橋の辺は川幅が八十八メートルと半分にみたない。しかも流れの方向をかえる瑞光山が突出していて、水はこの上で渦を巻いて湛水するほかなくなっている。そのために水は上流からの急激な水量を呑吐く調節を失い、銀山川の増水も加わって湛水したといわれている。このことを示すと次頁の図のようになる。

二階の人々を救出する消防団員
（昭和44年8月13日・朝日新聞）

三、わが町の被害

家屋流失　四戸　（含住家・非住家）
床上浸水　五四戸　損害二億九、七四五万八千円
床下浸水　九戸　（家財道具も含む）
道路損壊　三ケ所　損害一、五五〇万円
橋梁損壊　二ケ所
耕地　田　二八九ヘクタール
　畑（含陸稲）四ヘクタール　（皆無田十七・二ヘクタール）
樹木（柿桐桑）　多数　損害五、四四八万三千円
水産上の損害

○当日の増水の様相を見ると、上昇時は僅か２時間位の間に最高に達している。減水時を見ると、僅か30分間に諏訪町河岸の堤防オールより下った。これは人工的に下流のダムの排水ではなかったか。

○増水の縦断面を考察するにダム直下流附近に被害が多く、ダムの上流地域は僅か１m位の増水が見られるに過ぎぬ。

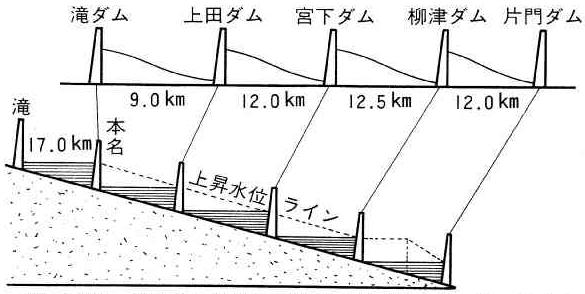

○特に柳津・片門間には柳津屈折部の影響があり、他の区間より特別な条件がある。これは両ダムの放水操作を特に考慮に入れなければならない。

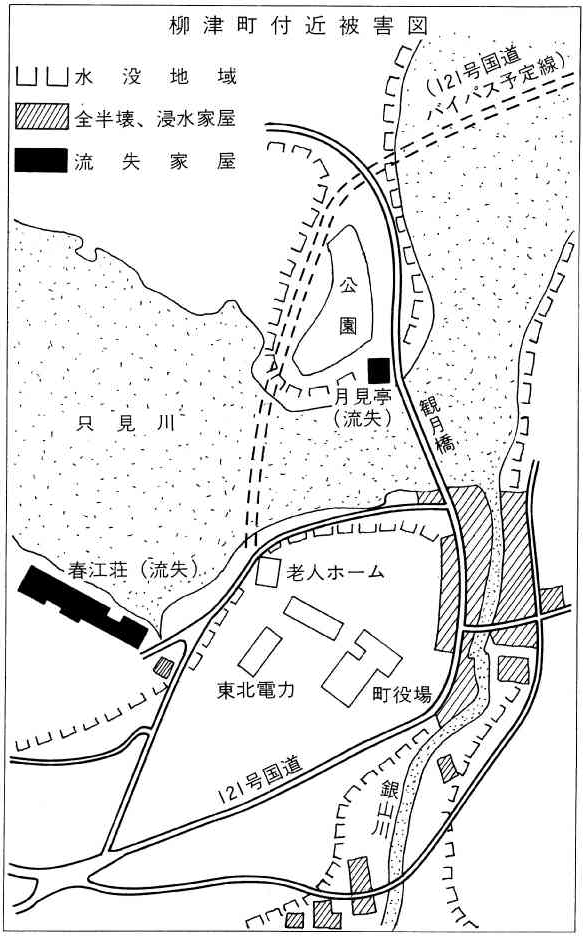

土木関係　一、五五〇万円

公衆衛生関係　一九二万円

被害総額　二億二、〇六三万二千円

このほか、田畑耕作地流失のため、畜産を中止した損害は、相当額であった。

四、福島測候所の説明

1. 八月十二日の会津大洪水は、低気圧でも高気圧でもなく、前線の影響である。

2. この日のレーダーでは、新潟県と福島県境で降雨のあることはわかっていたが、新潟県側か、福島県側かが判明しなかった。

3. 午前十時現在、金山町に二〇〇ミリメートルの集中豪雨があった。

4. 注意報等の発令は、夏季渇水期であるので、発電能力にも影響するので慎重にしている。

5. この年は、普通満州の北にある前線が裏日本近くにある異常年であった。

と説明している。

五、水害の対策

1. 町民は過去十年間に五回の洪水にあっている。ダム構築以前は、洪水の被害は近世から皆無であった。これは片門発電所のダムによるもので、片門発電所の撤去を要望し、これこそ天災でなく、人災であると考えた。
　また、銀山川両岸の旅館群が七メートルも水没した。
2. この対策は町当局が先頭にたって、国・県に陳情して、激じん災害の指定をうけ、被災町民の救済と財政援助を要望した。
3. 木村知事も八月十八日災害視察に来町され、臨時県会を開催する意志をほのめかしたので、一同安心した。臨時県会は昭和三十九年度大凍霜害発生以来のこととなった。
4. 今後の災害防止のため、専門家に原因と対策を発表してもらうようにしたい。
5. 臨時県会において、補正予算として総額一五六億四、三〇〇万円が成立し、これによって必要な措置は講じられていった。

六、臨時議会と木村知事来町その他

　八月十四日㈬午前九時、町民体育館内に第四回臨時議会を開き審議を行った。

1. 全被害者（五十七世帯）に一〇〇万円を限度として見舞金を贈る。
2. 農地被害に対して、五十万円以内の農薬を助成する。
3. 昭和四十四年八月十二日発生の水害対策委員会を設ける（別記）。
4. 町一本化の水害対策協議会を組織する。
5. 町に災害救助法の適用を申請す。
6. 決　議

　今回発生した水害に対して町議会は、町消防団及び婦人会の罹災救助活動に対し、感謝決議の動議を万場一致を以て決議した。

※ また、災害救助費二八二万円の先決を認め、災害見舞金その他応急措置に使用することとした。

更に八月十八日、木村知事の災害視察に来町の節に、左の陳情を強く要望した。

1. 今次の災害は人工災害である旨の強調
2. 只見川・滝谷川沿岸の護岸並びに農用地の災害復旧について
3. 町林道並びに農用地の災害復旧について
4. 農作物の病虫害防除資材の交付方について
5. 発電所（柳津）泡沫防止オールの除去について
6. 被災商工観光業者に対する経営資金の貸与を計ると共に、制度資金の返済期日の延期方について
7. 所得税・事業税の減免について
8. 災害救助法の適用について

　木村知事もうなずきつつ、この陳情の妥当性をみとめ、善処を約された。さらに、義捐金品の温い心が毎日救援本部及び知人縁者から個人にも届けられ、全町挙げてこの復興に日夜努力して、

現在のような柳津町が復興したのである。「禍転じて福となる」という諺も今になって味わえるのである。

七、水害対策協議会

八月十三日柳津町水害対策協議会を設け、左の構成内容で組織した。　（総員六十四名）

1. 町執行者三役　2. 町会議員二十二名　3. 各課長
4. 被害地区代表（含区長）三名

組織は左の通りである。

会長	柳津町長	一ノ瀬　碧	
副会長	町議会議長	田崎　伝	
同	只見川災害特別委員長	春日源一	
委員	一王町	佐々木四郎	
同	同	内田久一	
同	同	山名　睦	
同	諏訪町	東條金作	
同	同	渡部邦男	
同	同	長谷川美材	
同	寺家町	鈴木栄二	
同	同	山内貞夫	
同	同	鈴木　勲	
同	門前町	平出　正	
同	同	佐藤　浩	
委員	門前町	内田伊佐雄	
同	安久津	佐藤泰二	
同	同	増井源一	
同	同	船木　忠	
同	出倉	斎藤忠男	
同	同	牧野順次郎	
同	同	斎藤　実	
同	野老沢	長谷川広一	
同	同	斎藤吉右衛門	
同	同	斎藤盛栄	
同	小巻	新井田信一	
同	同	新井田友太郎	
同	同	新井田幹夫	
同	椿	磯部義忠	
同	同	斎藤正一	
同	同	佐藤信行	
同	麻生	一ノ瀬　武	
同	同	一ノ瀬　清	
同	同	斎藤伊作	

（広報やないづ昭和四十四年九月二十日号による）

八、専門家による調査報告の概要

1, 本支流沿岸の人家・農地・道路の土地利用は、ダム群の設け

られる以前の自然河川利用のままで、利用地の地盤の高さは洪水水位より低い。

2. 大部分の貯水池（ダム）は全洪水調整機能を持たぬため、豪雨時には増水した分が流下せず、ダム上流に洪水をおこす。

3. 豪雨で河岸や山地傾斜面の崩壊があったが、ダムが宛も巨大な砂防堰堤の役割をするために、自然流下していくはずの土砂が堆積し、特に支流沢との合流地点を中心に著しくたまり、河床が高くなって洪水の影響を与えた。

（発電所は只見川水系で、電発会社関係が五ケ所、東北電力会社関係が七ケ所、計十二ケ所あり、総計一三六万九、八〇〇キロワットの発電力を持っている。この豪壮な工事を昭和のピラミッドと讃嘆された。）

九、調査により左の問題提起があった。

1. 河川改修は効率的なところから実施し、更に過疎地対策を含めた工事を山間部で行い、治山・治水百年の計をたてること。

2. 柳津町は、観月橋地点は川幅が急に狭くなる上に、急カーブに流れの方向が変るので、川幅を広くするか、瑞光寺公園の裏側をきって只見川に流れを直線的にする。

3. 浸水危険な旅館は、ブロック塀をたてて、景観をそこなわないようする。

4. 浸水没の危険な所は、コンクリートで土台を高く築くこと。（これが嵩揚げの工事に発展した）

5. 銀山川の入口に水門を作り、只見川の逆流水を防塞すること。という原因・対策が発表された。この調査にあたったのは左の二人である。

東京都千代田区社団法人国土問題研究所
奥田穣

東京大学名誉教授（農業土木）
山崎不二夫

この調査によって、被災第二図の浸水地のうち、銀山川の両岸住宅地は嵩揚げ工事が行われ、現在見るような近代化に変貌した。

一〇、嵩揚げ

嵩揚げを行った面積　約一〇〇アール
嵩揚げに影響あった戸数　三五戸

二、只見川中小河川改修事業計画概要

1. 事業大要

阿賀川水系只見川（支流銀山川）はその源を群馬県境奥只見尾瀬沼より流下し、阿賀川に合流する中小河川であるが、ダムの設置に対する背水位影響線迄の取付護岸の一部を施行されているのみにて、ほとんど未改修の自然河川であり、流下能力も本川に対しては、毎秒三、〇〇〇～三、五〇〇立方メートル、支流に対しては、毎秒一〇〇～一五〇立方メートルしかないため、昭和四十四年八月十二日の集中豪雨に至っては、湛水位が上昇し、背後地の耕地及び家屋に甚大なる被害を及ぼすに至っ

たため、早急に改修の必要に迫られた。

又、改修区間における計画高水は、大温泉街を貫流する河川であり安全度を高める必要があるため、これを一〇〇分の一確率の本流、毎秒六、三〇〇立方メートル、支流、毎秒二五〇立方メートルの計画規模とした。

一方、流域の開発状況と人口集中等勘案し、河川改修を行うにあたり、大温泉街改修区域支障物件等の補償費の増大をまぬがれないのも必至であり、これが最少限にとどめるべく、現況断面幅を最大に活用し、堤防の嵩揚げ等による早期改修を計り、初期の目的を達成し、地域住民の人身の安定に寄与するものである。

河川名　阿賀川水系只見川　　位置　柳津町
工事名　只見川中小河川改修　　目的　治水
事業主体　　福島県

2. 改修区間における状況

(1) 只見川（本流）

流域面積　二、七九二平方キロメートル
河　幅　最少―八五メートル　最大―一五〇メートル
最大洪水量　毎秒六、三〇〇立方メートル
比流量　二・二

(2) 銀山川（支流）

流域面積　三〇・六平方キロメートル
河　幅　最少―一八メートル　最大―二八メートル
最大洪水量　毎秒二四四立方メートル
比流量　七・九

3. 主な既往災害

年度	柳津全般の被害額	改修区間の被害額
昭和31年度	八〇五、九〇〇千円	一一〇、〇〇〇千円
昭和33年度	三六八、四五〇千円	一三九、〇〇〇千円
昭和44年度	一、三〇六、二五〇千円	一八〇、〇〇〇千円
計	二、三八〇、六〇〇千円	四二九、〇〇〇千円

4. 主な雨量

年度	日雨量	備考
昭和31年7月16日	一八九ミリメートル	昭和31年7月14日～20日迄累計一、五一五ミリメートル
昭和33年9月18日	一四五ミリメートル	21号・22号台風
昭和44年8月12日	一八ミリメートル	集中豪雨、昭和村・金山町五六ミリメートル

5. 経済効果

家屋保護　八五戸　　氾濫防止面積　二二〇ヘクタール
田　一〇〇ヘクタール　　畑　二〇ヘクタール
宅地　一〇〇ヘクタール　　国道　二・〇キロメートル

県道　〇・五キロメートル　町村道　一・〇キロメートル
橋梁　四橋　その他　なし

6. 改修計画支障物件及び潰地調べ
公共物　二戸　住家　二七戸
非住家　七戸　宅地　三、七六〇平方メートル
田　一七、一八〇平方メートル
畑　二、五九〇平方メートル

7. 流量
計画高水流量
毎秒六、三〇〇立方メートル
流域面積
二、七九二平方キロメートル
内山地　二、二三〇平方キロメートル
内平地　五六二平方キロメートル

8. 流路
延長　七六・〇キロメートル
標高差　三二一メートル

9. 洪水到達時間
時間　八・〇時間
算定法　クラーヘン

10. 計画日雨量
雨量　二四〇ミリメートル
確率　一〇〇分の一
算定法　Ca n be－

11. 流出法
毎秒一平方キロメートル当り二・三立方メートル
流出算定法　単位図法

12. 本流及び支流の状況　左の図の通り

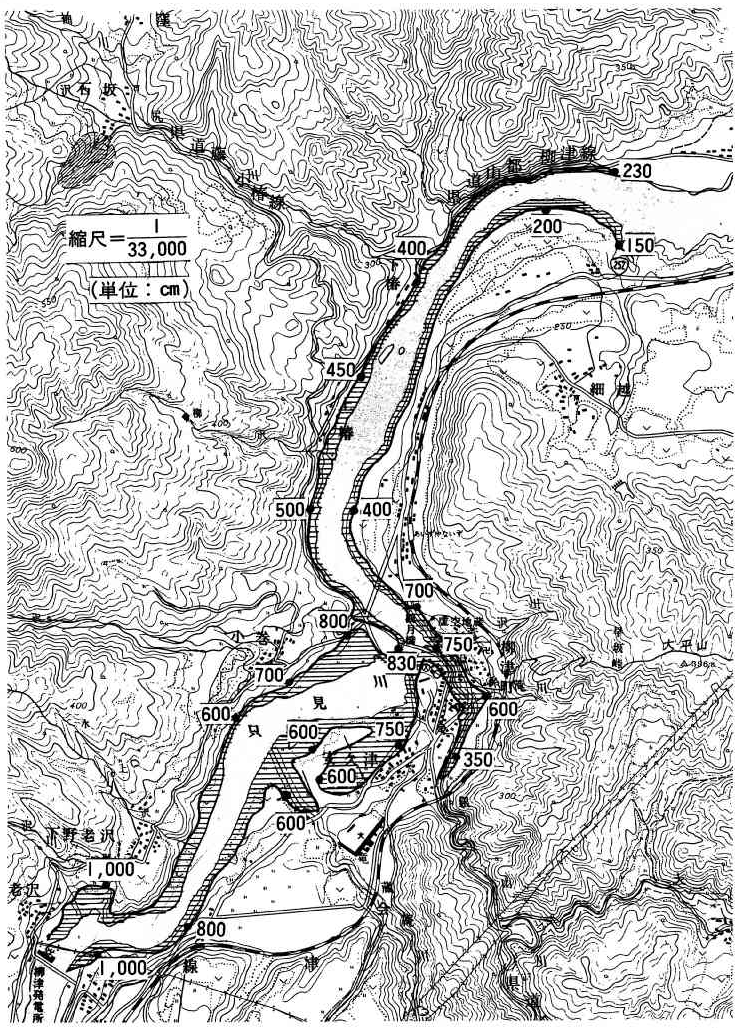

昭和44年8月12日水害における水位（8月14日測定並びに作図ー内田）

柳津町の嵩揚げ地及び流域は左の図の通りである。

この嵩揚げ工事と本流・支流の改修を行ったため、年間平均被害防除額は六千二百万円をみることができるようになった。

この大工事は、昭和四十六年四月起工し、昭和五十年三月完工しその総工費は四億五千万円を要し、このため柳津町の銀山川沿岸中の橋の上下は見ちがえるほどの近代化され、計画の前文にもあったように、町民の人身と精神的安定は確保されるようになった。禍転じて福となる一ケースである。

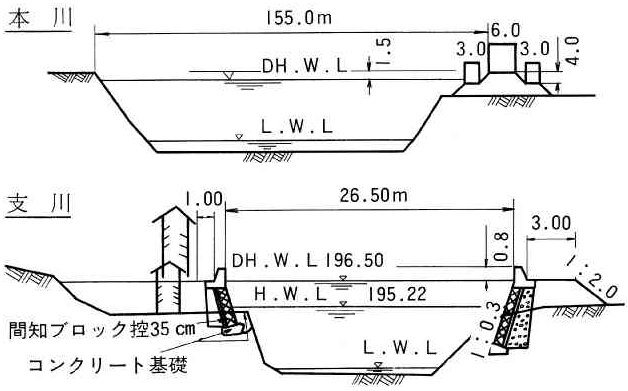

柳津町嵩揚げ図

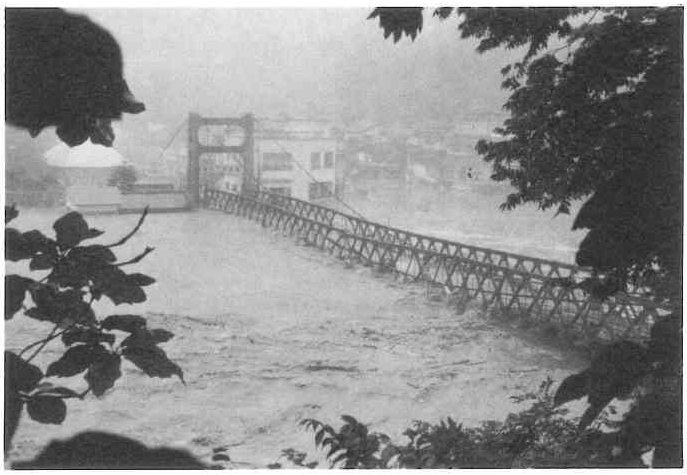

←観月橋まで浸水

↓寺家町商店街は舟による